

令和8年6月 北九州市議会定例会の概要

1 会 期

令和8年6月4日（木）～6月12日（金） [9日間]

2 議 案

議案第72号 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

【関連議案】

議案第77号 北九州市教育委員会委員の任命について

3 会派質疑・一般質問・質疑

日程：令和8年6月4日（木）～6月12日（金）

概要：P5～P68のとおり

【目 次】

【教育委員会所管分】

◇6月4日（木）

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
日本共産党	大石 正信	○あいおい中学校設置について		
		（１）あいおい中学校の定員を５０人とした根拠を伺う。 また、応募者が定員を上回った場合、どのような基準で入学者を決定するのか。さらに、入学できなかった生徒の教育機会をどのように保障するのか、見解を伺う。 （２）不登校児童生徒に対する支援について、全体計画と年度ごとの整備目標を示すべきと考えるが見解を伺う。	企画調整課 生徒指導課	5
市民とともに北九州	森本 由美	○有機農業の推進とオーガニック給食の導入について		
		・オーガニック給食の実施に向けて、まずは教育委員会と産業経済局が連携して協議会などを立ち上げ、有機農産物の実態把握や、生産者と活用方法や課題について情報交換を行うなど、モデル実施に向けた具体的な一歩を踏み出していただけないか、見解を伺う。	学校保健課	10
日本共産党	宇土 浩一郎	○不登校について		
		（１）身近な場所に学校以外の受け皿となる場所を整備してはどうか見解を伺う。 （２）各区に学びの多様化学校を設置するべきと考えるが、見解を伺う。また、学びの多様化学校へ通う子どもたちの交通費に対して補助すべきと考えるが、見解を伺う。 （３）フリースクールに経営補助を行うべき。見解を伺う。	生徒指導課 企画調整課 生徒指導課	14
公明党	中島 隆治	○学校武道場の空調整備について		
		・学校体育館の空調整備にあわせ、武道場についても一体的な空調整備を検討してはどうか、見解を伺う。	施設課	19
公明党	小松 みさ子	○子どもたちの目の紫外線対策について		
		・ＵＶカット機能のあるサングラスの導入について、本市の学校においても検討すべきと考えるが、見解を伺う。	学校保健課	21

◇6月5日（金）

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
市民とともに北九州	小宮 けい子	○一人一人に寄り添った特別支援教育について		
		（１）特別支援学級が設置されていない中学校の通常学級における支援状況と今後の方針について （２）現在の就学相談の件数に対し、相談の人員体制をどのように評価しているのか。また、年度途中の相談にも速やかに対応できるよう、相談員の増員等にどのように取り組むのか見解を伺う。	特別支援教育課 特別支援教育相談センター	23
		○多様性を認め合うまちづくりについて		
		・小中学校における性的マイノリティに関する人権教育の取り組み状況について伺う。	生徒指導課	25

変革と成長	井上 純子	○学校給食の品質確保について		
		・学校給食の品質を維持・向上するため、恒常的に財源確保しながら、アレルギーなど多様な配慮と栄養バランスの確保をどのように両立していくのか、見解を伺う。	学校保健課	27
公明党	岡本 義之	○子どもの幸福度を高める施策の推進について		
		・今年度実施する市川氏の研修をどのように現場につなげるのか。研修の狙いと子どもたちの幸福感向上への期待について見解を伺う。	学校教育課	31
自民党・無所属の会	鷹木 研一郎	○部活動地域展開について		
		(1) 部活動地域展開で、本市が目指す将来像と現在の進捗状況について伺う。 (2) 「地域クラブ活動の円滑な推進に関する市民会議」の設置目的と、議論の方向性を伺う。	企画調整課	33

◇6月8日(月)

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
北九州会	小金丸 かずよし	○不登校児童生徒の学びと成長を支える教育支援体制の強化について		
		(1) 学びの多様化学校の概要と期待する効果について伺う。 (2) 不登校児童生徒の家庭に対する経済的支援について伺う。 (3) 不登校児童生徒のオンライン学習環境の更なる充実のための取組について伺う。	企画調整課	36
自民党・無所属の会	菊地 公平	○中学校部活動の地域展開の現状について		
		(1) 部活動、認定地域クラブ、民間クラブチームの違いと役割分担をどう整理し、生徒、保護者、学校、運営団体に共有しているのか伺う。 (2) コーディネーターの役割、数、任用形態と配置の根拠について伺う。併せて、保護者に向けた情報発信や相談対応が役割の中にどのように位置づけられているのか。	企画調整課	40
		○給食の残食問題とその解決策について		
		(1) 不登校などの長期欠席について、毎月、保護者へ当月の給食が必要かどうかを確認し、食数を無理なく調整できる仕組みを構築できないか、見解を伺う。 (2) 未調理の食材や常温保存可能な品目を、既存の枠組みに接続できないか、見解を伺う。	学校保健課	45
日本共産党	山内 涼成	○部活動地域展開について		
		・令和9年9月という期限にこだわらず、条件が整わない場合は延期・見直しを決断すべきと考えるが、見解を伺う。	企画調整課	48

◇6月9日（火）

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
公明党	松岡 裕一郎	○子どもの歯を守る施策の推進について		
		・ 特別支援学校の児童生徒の歯科健診時に使用するダブルミラーの予算確保と歯科医師による健診指導の一層の推進を図るべきではないか、見解を伺う。	学校保健課	50
自民党・無所属の会	宮崎 吉輝	○給食費負担軽減事業について		
		・ 非喫食者の支援について、どのような課題や論点があるのか。また、公平性の確保について、今後どのように検討を進めるのか、見解を伺う。	学校保健課	52
自民党・無所属の会	西田 一	○部活動の地域展開について		
		・ 学校単位で、部活動の現況と生徒のニーズを把握できているのか、見解を伺う。	企画調整課	55
		○学校経費について		
		・ 授業にかかる必要経費をPTAからの補助等、学校予算以外で補填している事例を伺う。	学校教育課	61

【他局所管分】

◇6月8日（月）

会派名	議員名	内 容	所管局・課	ページ
北九州会	小金丸 かずよし	○いのちのたび博物館資料の適切な保存体制確立と友の会支援のあり方について		
		（１）廃校となった学校施設を活用するなど、収蔵スペースの確保が必要と考えるが、収蔵スペースの確保に向けた取組状況について （２）博物館から友の会への支援の取組について	都市ブランド創造局 自然史・歴史博物館自然史課	63

◇6月12日（金）

会派名	議員名	内 容	所管局・課	ページ
自民党・無所属の会	菊地 公平	○北九州市教育委員会委員の任命について		
		（１）河野（かわの）候補を教育委員として任命するに至った理由について、市長の考えを伺う。 （２）市は河野（かわの）候補に対し、どのような説明を行い、どのような認識と問題意識を共有した上で、今回の任命に至ったのか、考えを聞く。	総務市民局人事課 教育委員会総務課	66

令和8年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年6月4日

【質疑件名】 あいおい中学校設置について

【質 疑 者】 大石 正信 議員（日本共産党）

■ 大石 正信 議員

まず、議案第72号「北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正」、市立学びの多様な学校「あいおい中学校」の設置について伺います。

市は、来年4月、八幡西区の市立教育センター内に、「あいおい中学校」を開校するとしています。不登校の生徒に新たな学びの場をつくること自体は必要な取り組みです。

しかし、本市の不登校児童生徒数は、令和6年度小学生993人、中学生1,670人、あわせて2,663人にのぼっています。これに対して「あいおい中学校」の定員はわずか50人です。これは、中学校の不登校生徒の約3%にしか対応できておらず、残る約1,620人の中学生、さらに、993人の小学生への支援をどうするのか、全体像が示されていません。

不登校の実態は一人ひとり大きく異なります。教室に入りづらい子供、在籍校に通えない子供、外出そのものが難しい子供など、必要な支援は多様です。「あいおい中学校」の設置だけで不登校対策が十分とは到底言えません。不登校支援は“モデル校をつくれば終わり”ではありません。

そこで、2点伺います。第一に、なぜ「あいおい中学校」の定員を50人としたのか、その根拠を示すべきです。事前にニーズ調査も行わずに定員を設定していますが、また、応募者が定員を上回った場合、どのような基準で入学者を決定するのか。入学を希望しても受け入れられない生徒が生じる可能性があります。その場合、教育を受ける機会をどのように保障するのか見解を伺います。

第二に、「学びの多様化」と言いながら、「対面授業」に参加できる生徒のみを対象としているではありませんか。それ以外の不登校児童生徒に対し、どのような支援を、いつまでに、どの規模で整備するのか。市内教育支援センター、オンライン学習、訪問型支援、フリースクールとの連携などを含め、不登校対策の全体計画と年度ごとの整備目標を示すべきと考えますが、見解を伺います。

■ 太田 清治 教育長

私からは、大項目1つ目の「あいおい中学校設置について」2点の質問をいただいておりますので、順次お答えをいたします。

まず、あいおい中学校の定員を50人とした根拠を伺う。また、応募者が定員を上回った場合、どのような基準で入学者を決定するのか。さらに、入学できなかった生徒の教育機会をどのように保障するのか、見解を伺うという質問にまとめてお答えをいたします。

不登校児童生徒の状況や、必要な支援も一人ひとりによって異なっております。このため、教育委員会では、学校内に設置し、一人ひとりに応じた支援を行う「ステップアップルーム」。市内4か所に設置し、専門的な指導員による相談支援や学習支援を行う「教育支援室」。一人一台端末を活用した「未来へのとびらオンライン教育支援室」など、不登校児童生徒の個々の状況に応じた、多様な学びの場を整備しております。

こうした中、令和9年4月に学びの多様化学校として開校を予定している「あいおい中学校」は、在籍校には通えなくても、学校で学びたいと願っている児童生徒の居場所や学びの場の選択肢を増やすため、整備するものでございます。

少人数で、個々の生徒が自分のペースで学ぶスタイルを柔軟に取り入れつつ、学級という集団で、日々、ともに学ぶことを基本に教育を行うことを考えております。

こうしたことから、「あいおい中学校」の入学に当たっては、本人や保護者の希望を確認するとともに、授業体験を行うことなどにより、本校の教育スタイルを理解していただいた上で入学をしていただくことを考えております。その過程で、他の学びの場が適当な方には、そのご案内も差し上げるということを考えております。

このような教育活動を実施していくための適切な規模といたしましては、各学年で15名程度、3つの学年、3学年で計50名程度を予定しております。生徒が落ち着いて過ごすためのゆとりある空間づくりも含め、まずは、この規模を前提に施設・設備の整備等を進めてまいりたいと考えております。

本校の規模に関しまして、近年開校した他都市の学びの多様化学校における生徒の在籍数を見ますと、不登校生徒数が北九州市の約2倍である福岡市では、95名、同じく不登校生徒数が北九州市の約3倍である大阪市では、66名に留まっております。このような他都市の状況からも、「あいおい中学校」の50名の定員は適切な規模であると考えておりますが、他都市においては、入学希望者が想定を超過した場合、医師や臨床心理士などの有識者の知見なども得ながら、取扱いを検討している例があると承知しております。

今後とも、本校の提供する教育内容を丁寧にお伝えしながら、状況に応じ他都市の取り扱いなども参考に、ともに学校で学びたいと考えている生徒に学びの場を提供できるよう準備を進めてまいります。

次に、不登校児童生徒に対する支援について全体計画と、年度ごとの整備目標を示すべきと考えるが見解を伺うという質問にお答えをいたします。

不登校支援については、令和5年6月に閣議決定された、国の「第4期教育振興基本計画(令和5から9年度まで)」において、推進すべき基本的な施策が定められております。

基本的には、国が総合的な不登校対策を示した「COCOLOプラン」等に基づきまして、令和9年度内に「学びの多様化学校」を各都道府県・政令市に1校以上設置、校内教育支援センターの設置促進、ICT等を活用した学習支援や、健康状態・気持ちの変化の早期発見、スクールカウンセラー等の配置促進、「チ

ーム学校」による早期支援、NPO・フリースクール等との連携などを推進することとされております。

この国の計画に基づき、北九州市では、多様な学びの場として、全ての中学校と一部の小学校への校内教育支援センターであるステップアップルームの設置、市内4か所の「教育支援室」の運営を行ってきました。さらに、令和9年度に、学びの多様化学校である「あいおい中学校」を開校することとしております。

また、ICTを活用した支援といたしましては、「未来へのとびらオンライン教育支援室」の運営、一人一台端末を活用した「心の健康観察」を実施しております。

そして、専門家による組織的支援として、担任やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の「チーム学校」による家庭訪問や個別面談を行っています。さらに、フリースクール等の関係団体とも、定期的な意見交換など連携を図っております。

このように、教育委員会では、学びの多様化学校の整備目標も含め、国が定めた「第4期教育振興基本計画」に沿いまして、総合的に不登校対策を実施しているところでございます。

今後とも、児童生徒や保護者のニーズを把握しながら、一人ひとりの状況に応じた学びの場や支援を提供し、安心して学び成長できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

■ 大石 正信 議員

それでは第2質問いたします。まず、あいおい中学校の設置について伺います。教育長は、他都市の事例を参考に定員を50にしたと答弁されました。しかし、私が聞いているのは、大阪や福岡の定員のことでありません。北九州市で何人の子供が希望しているのか調査はしたのかという点です。

本市の不登校中学生は1,670人にのぼっています。総合的に判断したと言われますが、50人という定員の数、本市の不登校生徒の保護者のニーズ調査を行った上で設定をしたのか。調査をもし行っていないというのなら、根拠のない定員と言わざるを得ないのではないのでしょうか。いかがですか。

■ 太田 清治 教育長

調査やアンケート全く行っていないということではございません。この学校規模を決める、その点についてアンケートを取ったかということはやっておりませんということでお答えを差し上げております。

先ほども、ご質問で、定員という言葉がございましたが、ご質問が定員ということでしたので、私どもそれに沿ってお答えをしておりますけれども、私どもは基本計画で定めておりますのは、あくまでも適切な学校規模ということで先ほどもお話申し上げたように各学年15名程度、3学年で50名程度という言い方もさせていただいておりますので、何かこう定員と申しますと、何か切ってし

まうような、ここで終わりだというような印象が伝わってくるんで、決してそう
いった言葉も使っていないということも添えておきたいと思います。以上です。

■ 大石 正信 議員

本市の不登校中学生は1,670人ですよ。そのうち、50人とわずか3%
と。だから、定員50人ということを決めるにあたってはですね、当然、アンケ
ート調査を、ニーズ調査を行ってですよ、定員50人にすべきじゃないんですか。
それもやっていない。

何人、学びの多様化学校を希望するのか調査をせずに、定員だけ決めるという
のは、私は無責任だと思います。きちんと定員を定めるにあたってですね、実態
調査をすべきじゃないんですか。

■ 太田 清治 教育長

先ほど申し上げたとおりですので、もう繰り返しはいたしませんけれども、私
どもとしましては、前々からも申し上げておりますが、多様な学びの場というの
をですね、設置して、それぞれの実態に合った形で不登校の支援を行っておりま
すので、そういったことを全体的・総合的に勘案して、今回の規模を決めさせて
いただいているということでございます。以上です。

■ 大石 正信 議員

“総合的に勘案して”と言われますけども、定員50人に決めてるわけですよ
ね。仮に応募者が50人を大きく増えた場合どうするのか。希望する生徒全員を
受けるんですか。それとも、何らかの基準によって受入の人数を制限するんです
か。いかがですか。

■ 太田 清治 教育長

そういった議論でありますと仮定の話になって参りますので、非常にお答え
が難しくなって参ります。しっかりと私どももですね、そういった実態を掴みなが
ら、進んで参りたいと思っております。以上です。

■ 大石 正信 議員

難しい話じゃなくて、50人を定員決めるにあたってはですよ。中学生で1,
670人のね、不登校児童がいるわけでしょう。そうなると、それを超えたらど
うなるのかっていうのは当然考えるのは、行政として当たり前のことでしょう。
このこともやっていない。残る97%、1,620人の子供たちはどうするのか。
さらに小学生993人を含めれば、不登校児童生徒数は2,663人ですよ。

教育大綱では、誰1人取り残さない教育を掲げています。しかし現状では、多
くの子供たちの受け皿。これ、出されてませんよね。先ほど、縷々述べられまし
たけども、それについての整備計画・全体の計画、いつまでに、どのような学校
を作るのか、フリースクールとか含めて、これ考えておられますでしょうか。

■ 太田 清治 教育長

先ほどの学びの多様化学校について申し上げますと、まず学級という集団がベースになっていくんだと。日々、学校に通ってきて、そしてその学級にいる。子供たちとともに学ぶということが1つの条件としてなって参ります。

先ほども申し上げましたとおり、学校に来れる子供たちもいれば、なかなか出てこれない子供たちもおります。様々な状況に応じて私どもは、そういった学びの場を準備しておりますので、私どもとしてはですね、誰1人取り残しているということは思っておりません。

また、計画につきましても、先ほど申しましたように、第4期の教育振興基本計画、これは令和5年から9年度まで示されておりますので、実際にこれにのって着実に進めているということを先ほどお話したことでございます。計画がないということではございませんので、そこは申し上げておきたいと思えます。以上です。

■ 大石 正信 議員

この「あいおい中学校」は、学校に来れる子供、いわゆる対面授業ができる子供だけが対象になってますよね。現実是不登校の子供さんはたくさんおられる。学校にも来れない、授業にも来れない。だから、それに応じた形の対応をしなければいけないというのは国のCOCOLOプランでも書いておられますよね。

不登校児童は全体で2,663人。もはやですね、個別の対応で済まされる問題ではありません。教育支援センターを何ヶ所整備するのか、訪問型支援をどう充実させるのか、オンライン支援をどこまで受けるのか、フリースクールとの連携や支援をどう進めるのか、そして、学びの多様化学校を今後どのように拡充していくのか、そうしたですね、不登校生徒全体の計画、これをですね、きちんともっていく。2,663人の子供の学ぶ権利、これをどう保障していくのか、これをきちんと整備していただきたいというのを要望します。

令和8年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年6月4日

【質問件名】 有機農業の推進とオーガニック給食の導入について

【質 問 者】 森本 由美 議員（市民とともに北九州）

■ 森本 由美 議員

次に、有機農業の推進とオーガニック給食の導入について伺います。

現在、国において「みどりの食料システム戦略」が進められ、環境負荷の低い持続可能な農林水産業への転換が急務となっています。

本市においても、SDGs 未来都市、そして環境首都として、脱炭素や資源循環の取り組みを強化しているところです。

しかし、真の持続可能性とは、単に環境を守るだけでなく、地域の経済、そして市民の健康や子どもの育成が「1つの大きな循環」として結びついてこそ実現するものではないでしょうか。

そこで、今回は海外の先進事例として、お隣の韓国・華城市の取り組みをご紹介します。質問いたします。

人口約 100 万人の大都市で華城市では、行政、農家、市民が一体となり、地域内で食料と経済を循環させる見事なシステムを構築しています。

その核となっているのが、保育所から高校まで約 14 万食におよぶ「新環境（環境にやさしい）無償給食」です。

華城市では、公設民営の「フード統合支援センター」が、地域の有機・無農薬農産物の集荷から学校への需給管理、供給までを一括して担っています。これにより、最安値を競う通常の公共調達ルートから給食を切り離し、地元の「環境に配慮した農産物」を適正価格で安定的に買い取る仕組みを作りました。

また、市民リーダーや保護者、農家、行政で構成される「フード委員会」が政策決定に関わっており、まさに「行政・農家・市民」が対等なパートナーとして、子供の健康と地域農業の持続可能性を支えています。

単に「有機食材を使う」という点にとどまらず、給食をハブにした地域経済システムそのものをデザインしている点が極めて先進的です。以上を踏まえ 2 点伺います。（中略）

次に、オーガニック給食の導入についてです。

本市では、現在、給食の質の向上のための様々な取り組みを行っているところです。そこで、給食の質の向上の一環として、オーガニック給食にも取り組んでいただきたいと思います。

本市には土づくりからこだわり、環境に配慮した持続可能な農業を実践されている農家や農業生産法人が数十件あると聞いています。

オーガニック給食の実施に向けて、まずは教育委員会と産業経済局が連携して、協議会などを立ち上げ、有機農産物の実態把握や、生産者と活用方法や課題

について情報交換を行うなど、モデル実施に向けた具体的な一步を踏み出していただけないか、見解を伺います。

以上で第一質問を終わります。

■ 太田 清治 教育長

最後に、私からは大項目の二つ目、有機農業の推進とオーガニック給食の導入について、モデル実施に向けた具体的な一步を踏み出していただけないか、という質問にお答えいたします。

北九州市の学校給食では、健康の保持増進を図るために、栄養バランスのとれた魅力的な給食を提供するとともに、望ましい食習慣の習得など、食育を効果的に進めるための「生きた教材」となるような献立を作成しております。

このため、学校給食では市内産を最優先して、地場産物を積極的に使用しながら、地域の自然や文化等に関する児童生徒の理解を促進する、生産者の努力と食に関する感謝の気持ちを育む、といった食育を進めるとともに、地産地消の推進にも努めております。

議員ご提案の市内の有機農産物を活用することは、地産地消の推進にも繋がるとともに、環境負荷が少なく、サステナブルな視点からも有意義な取組であると考えられます。

一方で、有機農産物は生産量が非常に少なく、1日当たり約7万食の食材を安定的に賄うことは困難でございます。

また、物価高騰が続く中、一般の農産物と比べますと、価格が高い有機農産物を活用することは、食材費への影響の点で課題がございます。

このように、全市的な展開の見通しを立てることが難しい中、一部の学校でモデル事業を実施することは、保護者の理解が得られにくいと考えております。

このため、安全安心でおいしい給食の提供に努めつつ、地産地消を推進するとともに、有機農産物の活用等についても、関係局と情報交換等を行って参りたいと思っております。答弁は以上です。

■ 森本 由美 議員

はい。どうもありがとうございました。第2質問をいたします。

まず、有機農業の推進、オーガニック給食についてなんですけれども、腰の引けた答弁でとっても残念に思っております。

有機農業とオーガニック給食との連携は、子供たちの心身の健康増進、地域農業の活性化、そして持続可能な環境保全を同時に実現できる素晴らしい政策だと、取組だと思っております。

第一質問では韓国の華城市をご紹介しましたがけれども、すでに日本全国でもこのような取り組みが行われておりまして、一番有名な東京都の武蔵野市、先日行って参りました。東京都の武蔵野市は、もちろん保護者の方、農家の方、意識が高くて独自にもう努力されておりますけれども、その一番大事なところをやはり行政が担っています。

市のこだわり、武蔵野市のこだわり、特色ある給食を守るために 2010 年に市が独自の財団設立。これも華城市と同様でございます。

献立を作成する栄養業務と現場の調理業務を、分離せず一括して財団が管理をすることで、現場の栄養士や調理員の声を反映した、柔軟で質の高い運営が可能になっているそうです。

独自の厳しい安全基準を設け、財団自ら、残留農薬検査、遺伝子組み換え検査なども実施しているということです。

地産地消については、市内の生産者と深く連携をし、当日収穫された泥つきの新鮮な野菜が直接調理場に届きます。

子供たちが生産者の顔や思いを知る機会にもなっているということでございます。

ぜひですね、政令市でも全国で 150 以上の市町村が、農林水産省が推進しております有機農業の生産から消費まで一貫して地域ぐるみで取り組むという、オーガニックビレッジというのを宣言して、農林水産省からの助成金、交付金をいただきながら、このようなシステムをですね構築して取り組んでいるところであります。

ぜひですね、できない理由を並べるのはきりがないと思うんですが、どうすればできるのかということで取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、ご見解をいただきたいと思います。

■ 柴田 泰平 産業経済局長

ご質問は、有機農業の推進ということで理解をしてご答弁させていただきますけれど、先ほどオーガニックビレッジの協議会みたいな、ちょっと発表したらどうかというご質問だというふうなことでございますけれど、市としてもですね、有機農業自体は進めたいということは、そこはちょっとまず共有させていただきたいなと思ってます。

ただ現実、農業を農家の皆さんにそれをしていただくっていうことは、いろんなハードルがあって簡単ではありませんということは、私、述べさせていただいたというふうに思ってます。

そんな中、今ですね、農林水産省が定めるそういったものに入って活動するというのは、ちょっとまだ時期が早いんじゃないかなと私としては考えてるという状況でございます。以上でございます。

■ 太田 清治 教育長

韓国華城市、ご紹介いただきました取組ですけれども、私も初めて伺いまして大変勉強になったところでございます。

しかしながら、先ほど答弁差し上げましたけれども、現状におきまして、本市では様々な課題がございますので、今後とも関係局としっかりとですね、連携して情報交換等を行って参りたいというふうに考えております。以上です。

■ 森本 由美 議員

有機農業の推進におきましては、今局長から答弁がありました。推進するという方向性で続けていくということだと理解をいたしました。

要望といたしまして1点ございます。

産経の担当課の方に聞いたときに有機農家は8件という認識だったんですが、実は自然食品店の方々ですね、そういう有機農業とか自然農法してる方は、数十件あるというふうに伺ってるんです。

ですから、お願いしたいのは、そういう有機農業してる方がいらっしゃるということでもありますので、待ってるのではなくて、自分からそういった方と連携を、ネットワークを構築するということで話を聞きに行ったり、繋がりを持ってもらいたいというふうに思います。

そうでないと取っ掛かりがですね、やはりできない。推薦したいけれども、待っても何も始まらないってのは、もう当たり前のことですので、何かアクション起こしていただきたい。その一環として、まずは有機農業者を探してというかすぐに見つかると思うんですが、繋がる努力をお願いしたいと思います。

オーガニック給食の導入は、有機農業と並行して行わなければいけないというふうに思っております。

教育長は、7万食7万食と言っていますが、他の市町村などでは、地区を分けて献立をまわしています。武蔵野市でもそうです。どうやればできるかということが発想がないと、いつまでたってもできないままではないかなという、とても残念な思いでございます。ぜひそこは、再考をお願いしたいと思います。

令和8年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年6月4日

【質疑件名】 不登校について

【質 問 者】 宇土 浩一郎 議員（日本共産党）

■ 宇土 浩一郎 議員

不登校には複雑な問題が絡み合っています。例えば、友人・教職員等の関係のトラブル、学業不振、進路の悩み、校則、家庭内の親子関係、環境の悪化、虐待などがあります。全国の2024年度における小学校・中学校の不登校の児童生徒数は35万4千人に達し、12年連続で過去最多を更新しています。北九州市の2024年10月29日の調査結果によれば、不登校児童生徒は、前年度比で、小学校は185人増の993人、中学校は108人増の1,670人、合計で293人増の2,663人となっており、子どもたちの居場所づくりや学習機会の確保が急務です。

これまで市は、不登校やいじめの認知件数が増えている背景について、「児童生徒の休養の必要性を明示した法律の趣旨が浸透し、保護者等の学校に対する意識が変化した」「コロナ禍以降の児童生徒や保護者の登校に対する意識が変化したこと」が要因と説明しています。また、「不登校に至る要因は1つではなく、複雑に絡み合っており、要因がわからないと答える子供も少なくない。教育委員会としては、今後も子どもたちの状況に応じた居場所づくりや多様な学びの機会の確保に努めてまいりたいと考えている」と答弁しています。

こうした状況を踏まえ、教育委員会ではステップアップルームや教育支援室、学びの多様化学校、未来へのとびらオンライン教育支援室など、様々な支援策を行っているところです。そこで3点質問します。

まず、教育支援室など学校以外の支援施設は限られた場所にしかないため、遠方に住む子どもたちにとって物理的な距離が壁となり、保護者にとっても、毎日の送迎は時間的にも経済的にも負担となり、子どもの一步を踏み出す機会を奪いかねません。子どもの一步のハードルをなるべく低くするために、各区の児童館や市民センター、図書館といった施設において、少人数単位で受け入れ可能な体制を整備してはどうでしょうか。身近な場所に学校以外の受け皿となる場所があれば、子どもたちが一步を踏み出しやすくなり、保護者の負担も軽減されます。見解を伺います。

次に、本市は、新たな学びの場の選択肢として、相生町の教育センターを活用し、学びの多様化学校を設置することで、学習機会の確保につなぎ、本市における不登校対策の充実を図っていくとしています。

教育センターを設置場所に選んだ理由は、不登校生徒にとって学校以外の場所の方が通いやすいこと、理科室・調理室など一定の設備が整っており、一から建設する必要がないからとのことでした。

しかし、交通費は全額自己負担とされており、遠方に住む子供たちにとって通学は現実的ではありません。例えば、小倉南区横代から相生町まで公共交通機関を使った場合、通学時間は1時間30分程度かかり、交通費も単純計算で往復約1,700円、月20日で計算すると約34,000円になります。子供の不登校を機に、保護者が離職を余儀なくされ、ただでさえ家計がひっ迫している家庭もある中で、この負担は看過できません。

ここで、不登校児をかかえる保護者の声を、一部紹介します。「それぞれ学校に行けなくなってしまった理由は違っていても、学校に行けないという事実は同じです。多くの子供たちは劣等感を抱えながら1日をもんもんと過ごし、親子共々心を痛めています。子供は大人が思っている以上に繊細で、人の目を気にして外出すること自体、苦痛になっています。同時に親も、引きこもってしまった子供のために仕事を辞めざるを得なくなり、子供共々社会から断絶された感覚になります。今はネット上で繋がることができますが、とても希薄な関係です。面と向かって会話し、血の通った人間関係を作ること、今後の人生にとってとても大事」、さらに「何らかの原因で引きこもってしまった子供たちとその保護者とも、広く受け入れてもらえる場の提供を望んでいます。世の中の引きこもりに対する偏見から、存在意義を否定され、狭い視野から出口の見えない未来に行き場を失い、自暴自棄の中、命をたってしまうような優しい社会を作ってもらいたい」と訴えています。

保護者や子供たちの声は切実です。憲法に掲げられたとおり、子供たちの学ぶ権利を保障すべきです。このような負担を解消するためには、各区の学びの多様な学校を設置するべきではないでしょうか。また、学びの多様な学校へ通う子供たちが学ぶ機会に発生する交通費に対し補助すべきです。併せて見解を伺います。

次に、不登校の子どもたちの居場所として重要な役割を担っているフリースクールについても、深刻な実態があります。あるフリースクールの経営者にお話を伺ったところ、「経費が収入を上回まわり、貯金を取り崩し、退職金をあて、どうにか継続している状況だ。不登校の生徒をなんとかして助けたい、社会に出ていくまでの手助けをしたい。旅立っていく生徒たちの力になれてやりがいはあるが、同業者の方もみな、毎月々の支払いが大変。経営が厳しいと言う声を聞く」とのことでした。安定かつ持続的な不登校支援を確保するためにも、本市として、このような不登校生徒の思いに寄り添っているフリースクールに経営補助を行うべきです。見解を伺います。

■ 太田 清治 教育長

不登校児童生徒にとって、安心して過ごすことのできる多様な居場所づくりは、重要であると認識しております。

文部科学省が令和5年3月に発表したCOCOLOプランにおいても、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える主な取組として、身近な地域で、人とつながり、学びに向かう土台づくりや

様々な体験活動ができるよう、学校や家庭以外の多様な居場所づくりを広げる不登校の児童生徒の多様な居場所として公民館、図書館等の社会教育施設を活用することが示されております。

学校外の施設等を活用する際、平日の日中に児童生徒が利用することに対し、周囲の理解を深め、安心して過ごせる環境を整える必要がございます。

このため、児童生徒の状況を理解し「見守り」や「寄り添い」を行う大人の存在が重要であると考えております。

こうした中、市内4か所の教育支援室では、多様な集団活動を通じて「社会において自立的に生きる基礎」を培うための支援を行っており、その一環として、児童生徒が専門的な指導員と一緒に、図書館や体育館、平和のまちミュージアム等の公的施設を利用する機会を設けることで、学校以外の多様な居場所を見つけるきっかけ作りに取り組んでおります。

これらの公共施設の中でも、市立図書館については、令和8年3月に策定した北九州市子ども読書プランにおいて、子どもたちが安心して過ごせる居場所の提供に取り組むこととしております。

今後も、不登校の児童生徒も含めた子どもたちの意見も取り入れながら、学習や読書に限らず、誰もが気軽に集える場所となるよう努めてまいります。引き続き、専門的な支援のもとで、不登校の子どもたちが一步を踏み出す機会を確保できるように、多様な居場所づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、各区に学びの多様化学校を設置するべき、また、学びの多様化学校へ通う子供たちの交通費に対して補助すべきということについてお答えをいたします。

令和9年4月に開校予定の「学びの多様化学校」である「あいおい中学校」については、不登校生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校の早期設置を求める声がある中で、通常の学校とは異なる外観や雰囲気施設のほうが通いやすいとの声があることや、特別教室を同一建物内に備えるなど、中学校として必要な教育環境を確保することが可能なことから、八幡西区に所在する教育センター内に設置することとしております。

「あいおい中学校」には、市全域から生徒が通学する可能性があるため、始業時間を一般の中学校よりも1時間繰り下げることとしております。また、通学手段についても、徒歩や公共交通機関に加え、保護者による送迎なども柔軟に認めることとしております。

学びの多様化学校の設置は、北九州市にとって今回が初めての取組であり、知見やノウハウを着実に積み重ねていくことが重要となることから、まずは1校を整備することといたしました。なお、他都市の学びの多様化学校も、大半は1校の整備からスタートしております。

こうしたことから、現時点では各区に学びの多様化学校を設置することは考えておらず、当面は「あいおい中学校」の運営体制の確立に注力をしていきたいと考えております。

また、通学費の支援について、教育委員会では、経済的に困窮している世帯を対象とした「就学援助制度」、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者を対象とした「特別支援教育就学奨励制度」に基づく支援を行うとともに、学校統廃合に伴い、やむを得ず片道の通学距離が3キロを超える場合の補助を行っております。

「あいおい中学校」への入学や転学については、児童生徒自らの希望を踏まえた上で、保護者の申請に基づいて行われるため、通学に要する費用は保護者負担とすることを想定しており、支援を行うことは考えておりません。

一方で、経済的な理由から入学や転学を断念することのないよう、「就学援助制度」に基づく通学費支援については、対象となる方に対して同様に実施をしていく予定でございます。

教育委員会においては、これまでに学校内に設置し一人ひとりに応じた支援を行うステップアップルーム、市内4か所に設置し専門的な指導員による相談や学習支援を行う教育支援室、一人一台端末を活用した「未来へのとびらオンライン教育支援室」などにより、不登校児童生徒の在籍する学校、学級と綿密に連携を取りながら、多様な学びの場を整備してまいりました。

令和9年度には、在籍校以外での学校で学びたいと願っている不登校生徒の新たな居場所や学びの場を増やすため、「学びの多様化学校」の開校を予定しており、公的な学びの場の環境整備のより一層の充実を図っているところでございます。

ご質問のフリースクールについて、文部科学省によれば、不登校の児童生徒に対し、学習活動や体験活動を行う民間の施設とされ、民間の自主性や主体性のもと設置、運営されております。

こうしたフリースクール事業者に対する公費による財政的な補助を行うことについては、福岡県や他の自治体で取り組みを実施していることは承知しております。

フリースクールについては多様な学びの場の一つとなるものでございますが、その運営内容等にかかる公的関与も基本的には行われていないことから、その規模や活動は多種多様であり、フリースクールに関する財政的支援は考えておりません。

今後も、児童生徒に関する情報交換など、学校・教育委員会とフリースクールとの間で適切な連携を図りつつ、引き続き公的な場の学びの環境整備に注力していきたいと考えております。

■宇土 浩一郎 議員

第2質問いきます。不登校やいじめの生徒が相生町、教育センターに行きたいと思ってもなかなか外に出て、公共交通機関を利用していけるのかというのが疑問に思います。

私が不登校児童生徒だったら、通いたい意欲があっても、相生町まで行く勇気はないと思いますし、教育長にお聞きします。不登校児童が、平日昼間、子供が

J Rやバスなどを使って、相生町まで行けるでしょうか。私は行くのはかなり難しいと考える。小倉南区の呼野や朽網、吉田地域の方など、行くのはとても困難だと思いますが、教育長はどうお考えですか、見解を伺います。

■太田 清治 教育長

そういったご指摘があるのは十分承知をいたしております。私どもも、最初から八幡西区ということで決めて学びの多様化学校を設置していったわけではございません。区は申し上げませんが、商業施設であるとかですね、私共がもっている、幼稚園、学校の跡地とかそういったところもですね、つぶさに検討いたしました。

先ほど申しましたように、通常の学校と異なるという事柄とかですね、雰囲気、自分が通っている学校と違うとかですね、そういった事柄が、やっぱり子供の方から寄せられてきているというようなことも加え、また、特別教室を準備しなければならないと。あくまでこれ学校教育法に示されている第1条校の中学校になって参りますので、そういった条件を考えた上ですね、八幡西区の教育センターという場所に設置をするということに決断をしたものでございます。以上です。

■宇土 浩一郎 議員

私も訪問先でですね、やっぱり図書館や児童館や市民センター、そういう一部を2時間程度借りて、そこで不登校生徒を見ていく。そういうことも考える必要があるのではないかなと私は思います。

そして、相生町って言ったら、もうものすごく遠いですよ。その現場に子供たちがいて、自転車や徒歩で行ける方はいいです。でも、吉田など、ああいう、もう奥深いところから行く方はですね、公共交通を使っていけないといけない。

そういうことを考えたら、やっぱり不公平だと思うんですよね。交通の便も不便だし。だから、私は各区の地域における、すべてに不登校生徒が利用できるような設置をして欲しいというのを要望して終わります。

令和8年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年6月4日

【質問件名】 学校武道場の空調整備について

【質 問 者】 中島 隆治 議員（公明党）

■ 中島 隆治 議員

次に、学校武道場の空調整備について伺います。

まず、令和8年度予算において、本市が学校体育館への空調整備に向け、多額の予算を計上し、整備の方向性を示されたことを、高く評価いたします。これは、長年、子どもたちをはじめ、多くの保護者や地域の皆様から寄せられてきた切実な声に応えるものであり、子どもたちの命と健康を守るための教育環境の整備として、また災害時における避難所機能強化の観点からも、大変意義深い取り組みであると感謝申し上げます。

一方で、学校武道場については、現時点で具体的な考え方が示されておらず、実際に「武道場はどうなるのか？」といった声も聞かれます。

全国的にも、学校体育館の空調整備にあわせ、柔剣道場など武道場を含めた一体的整備を進める自治体が増えております。特に武道は、防具を着用して行う競技も多く、武道場は構造上、熱がこもりやすい施設でもあることから、熱中症リスクが高い環境にあると言われております。

武道は、礼節や人格形成を育む重要な教育ではありますが、近年は、単に根性に暑さに耐えるのではなく、子どもたちが安全に、安心して取り組める環境づくりが求められております。

そこで、本市が進めている学校体育館の空調整備にあわせ、武道場についても教育環境の向上や避難所の機能強化という観点から、一体的な空調整備を検討してはどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。

■ 太田 清治 教育長

私からは、大項目2つ目の学校武道場の整備についてご質問いただいておりますので、お答えいたします。

北九州市では、児童生徒が安全で快適に学習できる環境を確保することを重要な課題と捉え、普通教室、管理諸室、給食室に加え、特別教室へのエアコン設置を順次進めております。

また、体育館については、授業や部活動だけではなく、地域利用や災害時には避難所としても活用されること、国の令和6年度補正予算で屋内運動場の空調設備整備事業に特化した補助金が創設され、有効な財源として活用できることから、エアコン整備を本格的に進めることとしたものでございます。

具体的には、まず、令和8年度において実施設計が完了するパイロット校3校へのエアコン設置を行い、その成果をもとに、国における財源確保の状況を踏ま

えつつ、令和9年度からの4年間で毎年約50校ずつ設置を進め、すべての市立学校への設置を令和12年度までに完成させることを目指しております。

このように、まずは、利用ニーズが高い体育館へのエアコン整備について、すべての市立学校への設置に向けて、集中的に取り組んでいるところです。

お尋ねの武道場については、北九州市では、武道やマット運動等の授業を夏季以外の時期に実施するよう調整を図るほか、スポットクーラーの導入や冷却グッズの積極的な活用を呼びかけるなど、様々な取組を通じて、生徒の健康を守るよう努めております。

一方で、武道場は、体育館と比較し、授業での利用頻度が限られるほか、学校により部活動等での利用実態が異なる状況がございます。

学校環境の整備に関しましては、財源確保に努めながら、様々な課題に対し、優先順位を付けて取り組んでいるところであり、お尋ねの武道場へのエアコン設置については、引き続き、施設の利用状況等を踏まえながら、どのような対応ができるか研究をしてまいりたいと考えております。私からは以上です。

■ 中島 隆治 議員

続きまして、学校武道場のエアコンの設置についてであります。

学校体育館のエアコンの整備を着実に進めていくということで、本当に、私もその方向性は理解をしております。

大変多額な予算もかかっているということでございますので、重ねての武道場へのエアコン設置というのは非常に大変だろうなというふうに思いながらも、ただ、学校体育館のエアコンが整備されるなら武道場はどうかというふうに、保護者の多くの皆様から聞かれるものですから、市としては、現在の方向性をしっかりと示していただいた方がいいということで、今回、取り上げさせていただきました。

そういった意味でも、様々ハードルが高いというふうに思っておりますけれども、段階的にですね、例えば武道場、他校と錬成試合をしたりとかですね、また立地場所が良かったりとか、あと武道場の規模が大きかったりとか、地域によっては、そういう中心的な武道場もありますので、そういったところから段階的に進めていってもいいのではないかなというふうに考えますので、また是非とも、検討していただきたいというふうに要望させていただきます。

令和8年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年6月4日

【質問件名】 子どもたちの目の紫外線対策について

【質 問 者】 小松 みさ子 議員（公明党）

■ 小松 みさ子 議員

次に、子どもたちの目の紫外線対策についてお伺いします。

近年、深刻な猛暑や紫外線量の増加により、子どもたちの「目」を取り巻く環境は大きく変化しています。WHO（世界保健機関）では、生涯で浴びる紫外線の半分以上を18歳までに浴びると指摘しており、大人より紫外線の影響を受けやすい子どもにとって、登下校や体育、部活動などの屋外活動時の対策は急務です。

そこで、紫外線をカットし、目へのダメージを防ぐサングラスが有効となります。また、強い光による目の疲れやストレスを軽減し、集中しやすくなる効果も期待されます。

一方、学校現場ではサングラスに対し「風紀上の問題」というイメージが根強く残っています。しかし、すでに日傘やネッククーラーなどが普及している通り、サングラスも「ファッション」ではなく「健康を守るための用具」として捉えるべき時代に入っています。

実際、東京都の学校では、眼鏡メーカーと連携し、全国の中学・高校で初めて学校生活でのサングラス着用を自由化しました。同校では、生徒自らがフレームやレンズを選定し、紫外線と目の健康について学ぶ授業も実施されています。また、屋外活動だけでなく、授業中でも窓から差し込む強い日差しがまぶしく、集中しづらいという声があり、教室内でもサングラスを着用する場面があるとされています。

その結果、「サングラスはおしゃれではなく目を守るためのもの」という認識が広がり、多くの生徒が継続着用を希望したとされています。

また、教育現場になじむよう、表情が見えやすい薄いカラーレンズを採用するなどの工夫も行われており、「健康を自分で守る意識」を育む教育として取り組まれています。

さらに、大阪府の高等学校でも、登下校や体育時などでのサングラス活用について取り組みがスタートし、紫外線から生徒の目を守る意識向上につなげています。

そこで、UVカット機能のあるサングラスの導入について、他都市の学校での導入事例を参考に、本市の学校においても検討すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

■ 太田 清治 教育長

私からは大項目4つ目の、子どもたちの目の紫外線対策について、UV カット機能のあるサングラスの導入について、本市の学校においても検討すべきとの質問にお答えいたします。

国内の紫外線量は、気象庁によると1990年以降、長期的な増加傾向にあります。紫外線は健康に有益な面もある一方で、過剰に浴びると様々なリスクが生じるため、子どものうちから紫外線を浴びすぎないように心掛けることが大切であるとされています。

このため、児童生徒の紫外線対策については、福岡県の通知において、配慮を要する児童生徒に対する個別の対応、長時間の屋外活動時における帽子の着用や日陰の利用などが示されております。

北九州市では、議員ご提案のUVカット機能付きサングラスの着用は、紫外線から眼を保護する手段の一つになると認識をしております。福岡県の通知に則って、疾患等で光への配慮を要する場合など、児童生徒の個別の事情に応じ、柔軟に着用を認めているところでございます。

国内の一部の中学校や高等学校において、一律にサングラスを導入している事例があることは承知しております。

仮に、サングラスの着用を一律に学校に導入する場合は、眼鏡に不慣れな児童生徒への生活安全指導、効果的な紫外線カット率やレンズ濃度等の基準策定、学校生活における有効な着用時期や場面の設定など、整理すべき課題がございます。

なお、医学的観点からは、学校における紫外線対策として、サングラスの着用については、現時点では、日本眼科医会においての見解は統一されていないところでございます。

以上のことから、サングラスの着用については、引き続き、個別の事情に応じた対応を行うこととし、一律に学校に導入することについては、国や他都市、関係機関等の動向を注視してまいりたいと考えております。

今後も、児童生徒に対し、紫外線が体に与える影響や対策について、指導・啓発することにより、「自分の体を守る意識」を高められるよう努めてまいりたいと思っております。私からは以上です。

令和8年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年6月5日

【質問件名】 一人一人に寄り添った特別支援教育について

【質 問 者】 小宮 けい子 議員（市民とともに北九州）

■ 小宮 けい子 議員

まず、一人一人に寄り添った特別支援教育についてお伺いします。

本市では、児童生徒数が減少する一方で、通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあります。この中には、小学校では特別支援学級に在籍していたものの、校区の中学校に特別支援学級が設置されていないため、進学を機に通常学級に在籍することとなった生徒も含まれています。

このようなケースでは、小学校時代には、少人数の学級編制のもとで教員の目が行き届きやすい環境の中で、自分のペースで学習や活動に取り組むことができていたにもかかわらず、中学校進学によりその環境が一変し、不安や困難を抱える生徒も少なくありません。

こうした生徒に対して、通常学級に在籍しながらも、特別支援教育支援員の配置など、その実態に応じたきめ細やかな支援を行うことが不可欠です。

そこでお伺いします。本市として、特別支援学級が設置されていない中学校において、このような生徒に対する通常学級での支援の状況と今後の方針をお聞かせください。

■ 太田 清治 教育長

全部で三つの質問を頂いております。

私からはまず大項目一つ目の、一人ひとりに寄り添った特別支援教育について二つの質問頂いておりますので順次お答えをいたしたいと思います。

一つ目ですけれども、特別支援学級が設置されていない中学校の通常学級における支援状況と今後の方針についてでございますが、特別支援教育は、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導と必要な支援を行うものでございます。

議員ご指摘のように、中学校への進学を機に通常の学級に在籍することになった生徒は、4つの中学校に4人おります。

これらの学校では、保護者の同意を得て、小学校から各生徒の「個別の教育支援計画」を引き継ぎ、全教職員で共有した上で、担任だけでなく、教科担当や学年主任などの教員も、当該生徒への声掛けや見守り、学習指導の補助等を必要に応じて行う、当該生徒が日々の学校生活を送る中で、また、学校行事に参加するにあたって感じる不安を解消できるよう、校内の特別支援教育の推進を担う教員である「特別支援教育コーディネーター」が中心となりまして、個別の支援を

行うなど、学校全体で、一人一人の状況に応じた「切れ目のない支援」を行っております。

また、北九州市では、支援を必要とする生徒の人数やその程度、校内の支援体制などを総合的に勘案し、必要な学校に対して、「特別支援教育学習支援員」を1名配置し、読み取りが苦手な生徒に対して、黒板の文字を読み上げたり、教材に振り仮名を振ったりするなどの、より効果的な支援を行っています。

現在、北九州市の中学校では、「特別支援教育学習支援員」を14人配置しております。前年度比に比べ4人の増となっております。

今後も、ご指摘のケースがある学校も含めまして、各学校の状況を丁寧に把握し、必要な配置を進めていきたいと考えております。

中学校入学に伴う環境の変化に対し、様々な役割を担う教職員が一つのチームとなって支援を行うことで、生徒一人一人に寄り添った特別支援教育を進めてまいります。

令和8年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年6月5日

【質問件名】 多様性を認め合うまちづくりについて

【質 問 者】 小宮 けい子 議員（市民とともに北九州）

■ 小宮 けい子 議員

3点目に、学校における性的マイノリティの人権教育についてお伺いします。正しい理解を広げるためには、学校教育の役割が重要です。

また、性的マイノリティについて学ぶことは、すべての子どもが、多様な価値観を理解し、他者を尊重する姿勢にもつながり、誰もが安心して学べる学校づくりに寄与するものと考えます。

そこで、小中学校における性的マイノリティに関する人権教育の取り組み状況について、お伺いします。

■ 太田 清治 教育長

学校教育において、児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、性的マイノリティを含む多様な人々と共生していく力を育むことが大切でございます。

このため、北九州市の小中学校においては、人権教育の観点から、児童生徒が性の多様性について発達段階に応じて学ぶことができるようにしております。

具体的には、平成28年度から、北九州市独自の人権教育教材である「新版いのち」を活用しています。例えば、小学校1年生では、うわぐつやランドセルの好きな色について話し合う「あなたのいろ わたしのいろ」小学校6年生では、性的マイノリティの当事者の方の子ども時代のエピソードを読んで考える『男』『女』でなく『人間』として」といった題材を活用し、一人一人の違いや多様な生き方について学んでおります。

また、小学校4年生の保健の授業および中学校1年生の保健体育科の授業では、性の多様性や互いを尊重することの大切さについて学ぶようにしています。

加えまして、中学3年生の社会科の授業では、性的マイノリティに対する差別や偏見などの人権課題について学習しております。以上のような、発達段階に応じた学習を通じて、自分と異なる立場や価値観を理解し、互いを認め合う態度が身につくようにしています。

さらに、各学校で全ての教職員を対象に「教職員のためのLGBTQの子どもたちへの支援ハンドブック」を活用し他研修を毎年行い、児童生徒から相談を受けた際の対応や、性の多様性に対する正しい理解を深めております。

今後も、「新版いのち」の教材活用の工夫など各学校での好事例の共有や、教職員向け研修の改善を行いながら、多様性の理解を深め他者を尊重する態度を

養い、誰もが安心して学べる学校づくりを推進してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

令和8年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年6月5日

【質問件名】 学校給食の品質確保について

【質 問 者】 井上 純子 議員（変革と成長）

■ 井上 純子 議員

三つ目の質問に移ります。学校給食の品質確保についてです。

市長公約において「学校給食の品質向上」を掲げている中で、「品質の確保」すら危ぶまれている現状に警鐘を鳴らすため質問いたします。

まず、学校給食の品質をどのように考えるのか。給食のあり方は学校給食法、学校給食実施基準および学校給食衛生管理基準において定められています。

文部科学省が作成する「日本の学校給食と食育というリーフレット」においては、正しい食習慣や食事のマナー、食材の理解への前に、優れた栄養バランスの食事であること、さらに徹底した衛生管理について示されています。

この二つはまさに何よりも最優先すべき学校給食の品質であると考えています。

本市における品質確保に必要な「徹底した衛生管理」については、食品管理のルールはもちろん、近年では、納入食材の見直しや、使用する調理器具の刷新など、安全性の確保に取り組んでまいりました。

「優れた栄養バランス」については、文部科学省が学校給食摂取基準を定め、各栄養素の基準値に対して、自治体の裁量をもって弾力的に取り扱うことを定めており、もちろん本市もこの基準の範囲で取り組んでまいりました。

しかし、現在、この栄養バランスを維持するために多くの課題がのしかかっています。

一つ目に食材費の高騰とその費用を公的財源で補填し続けることに限界があることです。令和4年度から食材費の高騰が続いている中、本市は保護者負担である給食食材費の値上げをしないまま品質を確保しようと、令和4年から令和7年度までに総額約22.5億円を市の予算から補填してまいりました。

また、令和8年度から国による公立小学校の給食の負担軽減により月5,200円は国負担となりましたが、その差額分と、中学校給食の食材値上げ相当分は市で負担するため、令和8年度だけで本市負担額は約8.1億円になると見込まれ、今後も市の負担は拡大することが予想されます。

このような中、過去に豚肉の使用回数を減らしたことについて、予算を理由に使用食材の変更したと説明されたように、予算抑制に向けて食材変更する実態も判明いたしました。

また、他都市では兵庫県芦屋市長からは、無償化により、国の基準額を超えた給食費を補填する財源の問題から、いずれ現在の品質が確保できなくなることを懸念する声や、熊本県八代市では、小学校給食費の国負担があっても、不足分

には市費ではなく、これまで通り保護者負担としてワンコイン 500 円を継続してお願いするケースも出ているほどであります。

二つ目に、アレルギーや不登校、定住外国人児童の受入れによる宗教上の配慮など、多様なニーズに応えることを求められていることです。

特に地方都市は、多様な文化に対応できる私立のインターナショナル校が少ないため、公立校にしわ寄せがきています。全国の政令市に調査したところ、20 市中 17 市が宗教上の配慮を求める要望を受けております。対応についての見解は様々でありました。

本市でいうと、多様なマイノリティの思いを反映する「にこにこ給食」においては、アレルゲン 28 品目を取り除くことで、年 1 回ではありますが、国が求める学校給食摂取基準のカロリー、タンパク質、脂質が大きく下回る結果となりました。

なお、隣の福岡市は毎月 1 回の牛乳を緑茶に置き換えるにあたり、栄養面の懸念についての説明とともに、今後アンケートを行う趣旨の手紙を保護者に配ったと聞いています。

そこで伺います。学校給食の品質を維持向上するため、恒常的に財源確保をしながら、アレルギーなどの多様な配慮と栄養バランスの確保をどのように両立していくのか見解を伺います。

■ 太田 清治 教育長

最後に私からは、大項目の三つ目、学校給食の品質確保について、学校給食の品質を維持・向上するため、恒常的に財源確保しながら、アレルギーなど多様な配慮と栄養バランスの確保をどのように両立していくのか、という質問にお答えいたします。

学校給食は、学校給食法に定めるとおり、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上でも重要な役割を果たすものであります。

教育委員会では、関係法令に基づきまして、必要な栄養素や栄養バランス、食への理解、児童生徒の安全・健康・嗜好など、様々な要素を考慮しながら、定められた予算の中で、日々の献立を工夫・改善し、質が確保された安全・安心で美味しい給食を安定的に提供するための努力を重ねております。

さらに、令和 4 年度以降、物価高騰による生活者等の負担軽減を目的とする国の重点支援地方交付金等を活用し、食材費の高騰分を市が負担することにより、保護者負担を増やすことなく、給食の質を確保してまいりました。

国内外の社会経済状況の変化に起因する物価高騰等に対する十分な財源措置に加え、国が毎年見直すとしている給食費負担軽減交付金の基準額についても、物価動向等を踏まえた適切な額を設定することを強く要望することなどにより、質を確保した給食を持続的に提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

一方、教育委員会では、アレルギーのある児童生徒に対しては、アレルギー食材を取り除いた給食を提供することや、家庭から弁当の持参を依頼するなど、症状の種類や程度に応じて、個別の対応を行っています。

また、「みんなと一緒に同じ給食を食べたい」という児童生徒の願いに応えるため、食物アレルギーを正しく理解する食育の一環として、「にこにこ給食」を年1回実施しています。

にこにこ給食では、28品目のアレルギー食材を完全に除去した上で、献立を作成することから、1日単位で見ますと、文部科学省の「学校給食摂取基準」が示す、望ましい栄養量を下回る栄養素があります。

一方、この基準の設定根拠の一つである厚生労働省「日本人の食事摂取基準」では、「習慣的な摂取を管理するために要する期間は概ね1ヶ月間程度」とされています。

そのため、教育委員会では、1ヶ月単位で「学校給食摂取基準」が示す栄養量を満たすように献立を作成しており、にこにこ給食を行う2月においても同様でございます。

今後とも、学校給食の目的、献立の考え方、栄養摂取、費用および財源などの情報発信、子供たちおよび保護者の希望・意見の把握を丁寧に行いながら、質が確保された安全安心で魅力的な給食を提供してまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

■ 井上 純子 議員

ご答弁ありがとうございます。時間がないのでまず、教育委員会の学校給食についてですね、これはもう要望だけさせてもらいたいと思っております。

栄養バランス、栄養基準量を守るという言葉、これが非常に今回の議会で重要な言葉であったと思います。約束であると思っております。

今、他都市、隣の福岡市でもですね、月1回緑茶から牛乳に置き換えるということで、賛否ある声がありまして、私としては牛乳の取り扱いには慎重にいたしたいと思っております。やはり牛乳というのは、カルシウム、タンパク質、鉄分多くの栄養素を含んでおりまして、これを安易になくしてしまうと、おそらく栄養士の方もですね、献立作成に苦労されることだと思いますので。

飲み合わせで残してしまうという声もあるんですけども、例えばですね、極端なことを言うと、プロテインを摂る方で、飲み合わせ食べ合わせを気にされる方いないと思うんですよね。栄養量を大切だと思えばですね、やはり牛乳に関しては、必ずしもおかずと混ぜなくてもよく、別で独立した食材でもありますので、飲む飲まないを選択しやすい環境でもありますので、ここは牛乳というところはできればですね、にこにこ給食においても牛乳の復活求めたいと思っております。

また、福岡市もですね、緑茶にする新たな取り組みをしておりますが、これも賛否があるということで、保護者にちゃんと栄養面の説明と、今、教育長が言われたような栄養面の説明、にこにこ給食を始めたときに栄養面について特化し

た説明のお手紙ではなかったものですので、やはり栄養面の心配がないこともですね、改めて保護者に伝えていく工夫と、そして福岡市のようにどこかのタイミングで、市が進めるこの給食大作戦について、アンケート評価を求めるアンケートを実施していただきたいということを要望いたします。

令和8年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年6月5日

【質問件名】 子どもの幸福度を高める施策の推進について

【質 問 者】 岡本 義之 議員（公明党）

■ 岡本 義之 議員

最後に、子どもの幸福度を高める施策の推進についてお伺いします。

2025年5月14日、ユニセフの研究機関は、OECD加盟国などを対象にした「子どもの幸福度」ランキングを発表しました。

これは、2022年時点のデータに基づき、「精神的幸福度」「身体的健康」「スキル（学力と社会技能）」の3分野について総合的に評価したもので、日本は「身体的健康」で2020年発表の前回ランキングと同じ1位。「精神的幸福度」は前回37位から32位。「スキル」は前回27位から12位で、いずれも上昇。総合的には、36カ国中14位と前回の20位から順位を上げたものの、当時の林官房長官は、「精神的幸福度」が下位だったことに関し、「重く受け止めている」と述べ、子どもが安心して過ごせる居場所づくりや相談体制の強化などを通し、子どもの幸福度改善を図る考えを示しました。

また、国の第4期教育振興基本計画で政府がウェルビーイングに関するKPIとして「全国学力・学習状況調査」から掲げた15の指標のうち、9つを日本経済新聞が抽出し、ウェルビーイング（心身の健康と幸福）の向上を最も実現する自治体はどこかと、調査結果から適合度を独自に点数化し、小中学生の幸福感を算出したところ、2025年時点で、全国平均を50とする偏差値で表すと、秋田県が82となり第1位、2位の山梨県を10ポイント引き離し、子どもの幸福感では全国をリードしております。

全国的には地方圏を中心に31県が東京都を幸福感で上回っており、地方圏39道県の平均は三大都市圏8都府県よりも5ポイント以上も高くなっています。因みに福岡県は、49.2ポイントで平均を下回り、全国28位、九州・沖縄では6番目となっています。

さて、国際的にみて、日本の子どもは学力に優れる一方、自己肯定感が低いとされるなか、「人口減の日本は社会課題が次々と現れる。課題に向き合う力を育てなければならない」と京都大学の内田由紀子教授は指摘しています。

そこで、子どもの幸福度の向上を願って、2点お尋ねします。

1点目に、日本経済新聞の算出により子どもの幸福感で全国をリードする秋田県は、30年以上にわたる「ふるさと教育」の積み重ねや「探究型」授業で自発性を引き出し「地域や社会をよくしたい」と願う子どもを増やしてきたことなどが、その理由としてあげられており、全国から注目を集めています。

さて、本市教育委員会は私の提案を受け入れて下さり、本年6月23日、「探究学習」の生みの親として注目されている、一般社団法人みつかる・わかる 代

表理事の市川 力氏を講師としてお呼びし、希望する校長、教頭及び教職員等を対象とした研修会を開催するとお聞きしております。

この研修を通し「探究学習」の本質をどのように現場につなげ、子どもたちの自発性や主体性を引き出していくお考えでしょうか。開催を控えた現時点での研修の狙いと、それに伴う子どもたちの幸福感向上への期待について、見解を伺います。

■ 太田 清治 教育長

最後に、私からは大項目の3つ目の、子どもの幸福度を高める施策の推進について、市川力氏の研修のねらいと、子どもたちの幸福感向上への期待についてご質問をいただいておりますので、お答えいたします。

北九州市が、令和6年8月に策定いたしました、「北九州市こどもまんなか教育プラン」では、こどもが失敗を恐れず挑戦し、志と人間力を高められる環境の構築を目指しており、「探究的な学び」の実践を重視しております。

現在、北九州市立の各学校では、多様な「探究的な学び」を実施しており、例えば、小倉南区の曾根東小学校では、曾根干潟の現状を学び、地域資源の保護を主体的に考える学習などに取り組んでいます。

こうした積極的な取組を行っている学校では、「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と考える子どもの割合が全国平均を上回るなどの成果を上げています。

一方で、探究的な学びでは、学習者の主体性を重視するあまり、活動が児童生徒任せになる場合があることから、教師が児童生徒の気づきや試行錯誤を促す、「ファシリテーター」としての役割を果たすことが重要でございます。

また、教師自身が率先して活動を楽しみ、好奇心を持って児童生徒に伴走する「ジェネレーター」としての役割も大きいと認識しております。

このため、教育委員会では、教職員が問題意識を持って「探究的な学び」を効果的に推進できるよう、複数の専門家による研修を実施することとしており、市川力氏を講師とする、6月23日の研修もその一環でございます。

これらの研修の後は、学んだ成果を校内で共有し、組織的な授業改善に努めていきたいと考えております。

このように、市川 力（いちかわ ちから）氏らによる「探究的な学び」の研修の成果を活用することにより、「自ら問いを見つけて解決する力」や「他者への思いやりと多様性の理解」といった、正解のない時代を生き抜く力を育むことで、子どもたちのウェルビーイングを向上させてまいります。

答弁は以上でございます。

令和8年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年6月5日

【質問件名】 部活動地域展開について

【質 問 者】 鷹木 研一郎 議員（自民党・無所属の会）

■ 鷹木 研一郎 議員

これまで私は約 10 年間、地元の折尾中学校で評議員を務め、学校、保護者、地域の皆様と関わってまいりました。その立場からも、現在進められている部活動の地域展開に大きな関心を持っています。私の周りには、まさに部活動の指導に情熱を注いできた 40 歳から 50 歳代の現場の教員からは、「これまで部活動指導に全力を注いできたが、同じ働き方を今の若い世代に求めるつもりはない。教員を取り巻く環境が変化する中、地域展開は子どもたちの活動機会を将来にわたって確保するための必要な取組だ」との声もいただいております。

このような時代や環境の変化に合わせ、子どもたちがやりたいと思うスポーツ・文化芸術活動を、将来に向けてどのように提供していくのか、それが本質的な論点です。これは教育委員会や教員だけに委ねる問題ではなく、このまちに住むすべての人達で総力を挙げて考え、取り組むべきものと考えています。

また、部活動地域展開は、現在の高市政権が「子どもたちの活動機会の確保」と「持続可能な教育環境の構築」などを目的として、国を挙げて推進している重要施策です。ガイドラインの見直しや省庁横断での支援が進められ、全国の自治体において具体的な取組が加速しています。

こうした国の明確な方針が示されている以上、本市としても単に課題を指摘するだけでなく、課題を解決しながら前に進めていく姿勢が求められています。事故対応や責任の所在など、様々な懸念について丁寧な検討を行うことは当然必要です。しかしながら、不安や課題への対応に議論が集中するあまり、地域展開の意義や可能性についての議論が十分になされない状況は避けるべきであると考えています。議員それぞれ我が会派にも様々な意見がありますが、わたくしは、むしろ北九州市には、高市政権が目指す部活動改革の理念を具現化する全国有数の先進モデルとして、子どもたちにとってより良い活動環境の実現を牽引していただきたいと考えています。このような私の思い、そして現場の声をしっかりお伝えしたうえで、教育長にお尋ねします。

一点目に、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動を安心して継続できる環境づくりに向け、本市が全国のモデルとなる取組を進めるべきと考えています。部活動地域展開の趣旨や意義を踏まえ、本市が目指す将来像と現在の進捗状況についてお尋ねします。

二点目に、先日、教育委員会は「地域クラブ活動の円滑な推進に関する市民会議」を設置し、第 1 回会議を開催しました。この会議の設置目的と、今後どのような方向性で議論を進めていくのか、お聞かせください。

■ 太田 清治 教育長

国は、全国的に少子化が進む中で、生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、これまで学校単位で行われてきた部活動を、地域クラブに展開させる取組を一層推進するため、令和7年6月にスポーツ基本法を改正いたしました。

この中で、地域の実情に応じて、学校や地域クラブ等との緊密な連携の下、地方公共団体が必要な施策を講じること、国が地方公共団体に対し、必要な助言、指導、経費の補助等の援助を行うよう努めることが定められました。

さらに、令和7年12月に新たなガイドラインを策定し、令和8年度から13年度までの6年間を部活動の「改革実行期間」と位置づけ、休日については、原則全ての学校部活動の地域展開の実現を目指すことが明記されました。

こうした流れの中で、北九州市では、令和4年12月に示された国の方針に基づきまして、令和7年5月に「北九州市部活動地域展開推進計画」を策定し、令和7年9月から令和9年9月にかけて、休日の学校部活動を地域クラブ活動に段階的に展開していくことといたしました。

地域クラブ活動においては、生徒にスポーツ・文化芸術活動の機会を持続的に提供できるよう、多様な人材・団体に担い手になっていただき、それぞれの創意工夫の下で、特色ある活動が行われるよう取り組んでいます。

これにより、国からも見解が示されているように生徒のニーズに応じた多種多様な体験、学校の垣根を超えた仲間とのつながりの創出、クラブメンバー・指導者など幅広い世代との豊かな交流など、地域クラブにおいて「新たな価値」が創出されることを目指しております。

こうした地域クラブ活動の充実を図るため、教育委員会では、国に先駆けて地域クラブの認定制度を設け、地域クラブの立ち上げ支援などに努めてまいりました。本年6月1日現在、認定を受けた地域クラブは138を数え、従来の学校部活動にはなかったウクレレや合気道、ロードバイクなどのクラブも立ち上がっております。

また、研修を受講し、認定を受けた指導者は、614名に上っております

こうした取組によって、10校以上の中学校から生徒が集まるサッカーのクラブでは、他の学校の生徒と切磋琢磨できるのが楽しい。といった声や、幅広い年代の方が活動している、総合型地域スポーツクラブを母体とするバドミントンクラブでは、中学生を新たに受け入れることで、多世代が交流しながら活動が行われているといった好事例も生まれているところでございます。

一方、これまでの成果も含め、地域クラブ活動の現状を丁寧に把握し、教育委員会として責任を持って令和9年9月の本格実施に向けた準備を円滑に進めていくため、推進計画の中間年度にあたるこの時期に、行政だけでなく、生徒や保護者、学校、スポーツ・文化芸術活動、地域コミュニティ、経済界など、様々な当事者が一堂に会して、課題の共有や意見交換を行うプラットフォームとして市民会議を設置し、令和8年5月27日に第1回会議を開催いたしました。

この会議に出席したスポーツ庁の担当官からは、「全国的に見て、北九州市はかなり先行して取組みが進んでいる」とのご発言もいただいたところでございます。

こうした市民会議での議論を通じ、国の方針に基づきつつ、北九州市で着実に円滑に実行していくための仕組みを構築してまいりたいと考えております。

子どもたちが自分の可能性を信じ、自己実現につなげられるよう、自分がやってみたいと思うことに挑戦し、将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保することは、私たち大人の責務でございます。

今般の制度改革の中で、「学校頼みの活動から、まち全体で支える活動へ」、もう一度申し上げます「学校頼みの活動から、まち全体で支える活動へ」との考え方の下、知恵と力を結集して取り組んでいけるよう、教育委員会として、関係局とも連携しつつ全力を尽くしてまいりたいと考えております。

令和8年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年6月8日

【質問件名】 不登校児童生徒の学びと成長を支える教育支援体制の強化について

【質 問 者】 小金丸 かずよし 議員（北九州会）

■ 小金丸 かずよし 議員

不登校児童生徒の学びと成長を支える教育支援体制の強化について、伺います。

文科省の調査によれば、我が国の小・中学校における長期欠席児童生徒数のうち、令和6年度の不登校児童生徒数は353,970人であり、12年連続で増加し、過去最多となっています。

本市においても、令和6年度の不登校児童生徒数は2,663人、小学生993人、中学生1,670人と増加傾向にありまして、不登校児童生徒の居場所づくりや学習機会の更なる充実が求められています。

不登校の背景には、いじめ、発達特性、家庭環境、学習環境など、複数の要因が複雑に絡み合っており、「登校・不登校」という単純な二分法では捉えきれない状態です。

子どもたちの一人ひとりの学びと成長を保障していくことは、自治体として重要な責務だと考えます。本市においても、学校現場の努力に加え、教育委員会により、児童生徒や保護者を対象に様々な対策を行っておりますが、改善すべき課題は残されていると思います。そこで、3点お尋ねします。

1点目に、令和9年4月開校予定の北九州市立「学びの多様化学校」について、伺います。

本市は、学校で対面での学びを志向している不登校児童生徒にとって新たな選択肢となる「学びの多様化学校」の開校に向けて、令和7年7月に設置した検討会議で検討を深めるとともに、基本計画の作成や施設の工事等を進めており、今後は、生徒募集に向け、入学説明会や保護者面談、授業体験等を予定していると伺っております。そこで、この学びの多様化学校の概要と期待する効果について、お尋ねいたします。

2点目に、不登校生徒の学びの場における経済的負担の軽減について、伺います。

不登校の子どもたちには、安心して過ごせる“第三の居場所”が不可欠だと考えます。本市には、学校以外の場所で対面で学ぶことを希望する児童生徒の選択肢として、市内4か所に設置されている教育支援室に加え、民間のフリースクールや放課後デイサービスなどの民間の施設があります。

このうち、民間のフリースクールの利用料等は、原則として各家庭の自己負担であるため、経済的な理由により、適切な学習環境を確保できない状況も生じて

いるとお聞きします。この点は、通常の学校に通う児童生徒との学習機会の公平性という観点で見ると、課題と言えます。

他都市の中には、東京都や相模原市のように、フリースクール等を利用する児童生徒のご家庭に、利用料を月額最大2万円まで助成する自治体も見られます。

そこで、本市においても、経済的理由で学びの機会が制限されないよう、不登校児童生徒の家庭に対する経済的支援について、検討してはどうかと考えますが、見解を伺います。

3点目に、対面で学ぶことに不安がある児童生徒を対象とした支援として、オンラインで授業を受けたり、チャット等で交流したり相談を行ったりする「未来へのとびらオンライン教育支援室」があります。この取り組みは、児童生徒が規則正しい生活習慣の改善につながったり、学習への興味・関心をもつように支援したりすることなどにより、社会的自立と自ら登校を希望した際の円滑な学校復帰に資する観点からは、一定の効果があると考えます。一方で、複数の学年の児童生徒の授業が合同で行われていることに加え、授業時間も学校と比較して短いことから、学力を定着することができるのか気にして、参加自体をためらうケースもあると伺っております。

そこで、不登校児童生徒のオンライン学習環境の更なる充実のための取り組みについて、見解をお伺いします。

■ 太田 清治 教育長

私からは大項目1つ目の、「不登校児童生徒の学びと成長を支える教育支援体制の強化について」、学びの多様化学校の概要と期待する効果、不登校児童生徒の家庭に対する経済的支援、不登校児童生徒のオンライン学習環境の更なる充実のための取組についてご質問いただいておりますので、順次お答えをいたします。

現在、北九州市においても全国と同様に、不登校児童生徒数は増加傾向にあり、児童生徒が安心して過ごせる「学びの場」や「居場所」の確保は、教育施策における重要課題の一つであると認識しております。

教育委員会においては、これまでに学校内に設置し、一人ひとりに応じた支援を行う「ステップアップルーム」。市内4か所に設置し、専門的な指導員による相談支援や学習支援を行う「教育支援室」。一人一台端末を活用した「未来へのとびらオンライン教育支援室」などにより、不登校児童生徒の在籍する学校・学級と緊密に連携を取りながら、多様な学びの場を整備してまいりました。

これらに加え、在籍校には通えなくても、学校で学びたいと願っている不登校の児童生徒の居場所や学びの場の選択肢を増やすため、令和9年4月、八幡西区の教育センター内に学びの多様化学校を開校する予定としております。

この学校は、専任の校長を置く独立した中学校として設置し、各教科等の教員や養護教諭等を一般の中学校と同様に配置するほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が専門的な立場から生徒や保護者を支援していくようにしております。

また、一般の中学校より、登校時間を1時間繰り下げるとともに、年間の授業時間を削減する中で、自分の関心や好奇心に合った学びに挑戦したり、職場体験・工場見学等を行う「総合的な学習の時間」は標準の時間数より増やすなど、柔軟な教育課程の編成を行ってまいります。

これにより、様々な実態や背景を抱えている生徒一人一人が安心して自分らしさを発揮しつつ、より体験的・探究的な学びを実践することによって、前向きに自分の将来を思い描き、社会に自立するための学力やコミュニケーション能力、協働性や社会性等を育めるよう、学校と教育委員会が一丸となって、これから始まる新しい学校づくりに取り組んでいきたいと考えております。

次に、議員ご指摘の「民間のフリースクール」は、文部科学省によれば、不登校の児童生徒に対し、学習活動、生活体験（正：体験活動）などを行っている民間の施設とされ、民間の自主性、主体性のもとに設置されているものでございます。

民間のフリースクールは多様な学びの場の一つとなるものですが、その運営内容等にかかる公的な関与も基本的には行われていないことから、その規模や活動内容は多種多様であり、フリースクールに関する財政的支援は考えておりません。

今後も、児童生徒に関する情報交換など、学校・教育委員会とフリースクールとの間で適切な連携を図りつつ、引き続き公的な学びの場の環境整備に注力してまいりたいと考えております。

最後に、「未来へのとびらオンライン教育支援室」、通称「みらとび」と呼んでおりますけれども、1人1台の端末を使用し、スクールカウンセラーや教職員とオンラインでつながりながら、学習や交流を行うものでございます。中学生は週3日、小学生は週2日の日程で、児童生徒の興味・関心を高める教科等のオンライン授業を実施するほか、キャリア教育やオンライン社会見学、多様なプログラムを提供することで、学習意欲の向上と社会的自立を目指しております。

児童生徒からは「『みらとび』こそが自分を最も成長させてくれた」といった感想や、保護者からは「『みらとび』は子どもにとって学校生活そのものであり、かけがえのない居場所だった」という声が寄せられております。

このように、「みらとび」は、人と直接接する環境での学びに不安を抱える児童生徒にとって大切な「心の居場所」として、社会とのつながりを維持する上で重要な役割を果たしております。

引き続きこのような役割を保持した上で、「学力の定着」を希望する児童生徒も考慮し、今後は、本年7月に導入予定の「A I 型学習アプリ」を効果的に活用してまいります。

教職員の支援のもとで「A I 型学習アプリ」を活用することにより、「みらとび」の授業によって掻き立てられた「学びへの興味・関心」がさらに深まるなど、個々の状況に応じた学習支援につなげていくことを考えている。

このようなオンライン学習環境の充実にも努めながら、子どもたちの社会的自立へ向けた一步をより踏み出せるよう取り組んでまいりたいと考えております。私からは以上です。

■ 小金丸 かずよし 議員

教育長、ご答弁ありがとうございます。

「学びの多様化学校」についての期待感が市民としても非常に高い、不登校児童生徒をもつ保護者としても非常に高い状況です。

その中で、定員が50名と定められている中で、1学年が約15名なわけですから、この中で選考に漏れた、極端に何百人、何千人とは想定してなくて、例えば55人であったり、70人であったり、100人であったり、対象者が絞りきれない場合の対策等があれば、お答えください。

■ 太田 清治 教育長

先に、先ほどフリースクールのところで、私、“生活体験”と読みましたけども、“体験活動”の誤りで訂正させていただきます。

今、議員からご質問ございました定員のことでございますが、実際、私どもは定員という言葉を使っておりませんで、学校規模という言い方をしております。

できる限りご要望に応じて、学んでいただきたいという気持ちはございますけれども、基本的に、あいおい中学校という形で、今、進めておりますが、少人数、そして個々の生徒が自分のペースで学ぶスタイルを柔軟に取り入れた学校ということを想定しておって、その中でも特にやはり学級という集団、それから、日々ともに学ぶ教育を基本に考えておりますので、そういったことから、他都市の状況も考えまして、各学年15名程度、全体で50名程度。

少し、上回ってくるということも予想しておりますけれども、概ね、この規模でいけるのではないかと、今のところは考えておりますので、今、ご提案いただきましたので、そういったことも十分考えながら、また進めていきたいと思っております。以上でございます。

■ 小金丸 かずよし 議員

ありがとうございます。よろしくお願いします。

令和8年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年6月8日

【質問件名】 中学校部活動の地域展開の現状について

【質 問 者】 菊地 公平 議員（自民党・無所属の会）

■ 菊地 公平 議員

私はここしばらく、部活動の地域展開について、複数の保護者の方々からたくさんのお問い合わせをいただいてまいりました。その会話を重ねる中で気づいたのは、議論の前提そのものが共有されていないということです。保護者の皆様が知りたいのは、認定地域クラブが、これまでの部活動や、街にある民間のクラブチームと一体何が違い、わが子は何をどう選べるのか、という一点に尽きます。

ところが、その違いと役割分担を整理した、いわば「すみ分けの地図」が、どこにも示されておりません。やむをえず私は、「私の理解では」と前置きをしたうえで、自分なりに体系を組み立てて説明をしてまいりました。

議場配布資料の1枚目をご覧ください。私の理解は、この図のとおりです。部活動は、学校が主体となり、教育活動の一環として、原則としてどの生徒も低廉に参加できるものです。認定地域クラブは、学校の外の活動でありながら、市が、営利を目的としないこと、中学生が自由に参加できること、安全管理などを審査して認定し、部活動のもつ教育的意義を引き継ぐものです。そして民間のクラブチームは、認定とは関わりのない、純粋な民間のサービスです。つまり、市の認定という公共のフィルターが、地域クラブと民間クラブを分け、運営の主体と費用負担、そして教育的な位置づけが、部活動と地域クラブを分ける、という構造になっております。本来これは、市が真っ先にお示しになるべき設計図のはずです。

では、なぜこのフレームワークが関係者に共有されないのでしょうか。私は、2つの構造的な原因があると考えております。

1つは、地域クラブに求める要件そのものが整理されていないことです。何がこの制度を既存のクラブと分けるのかという線引きが、市自身の文書の中で言語化されておりません。

そしてもう1つは、その境界を関係者に伝え、つなぐべきコーディネーターの機能が、現状では学校と地域クラブの側に偏っており、肝心の保護者に向けた情報発信が弱いものとなっております。定義が曖昧で、伝える役割も保護者を向いていなければ、情報の共有は起こりようがありません。

そこで、お伺いいたします。

まずは、すみ分け構造の説明についてです。本市は、部活動、認定地域クラブ、民間クラブチームの三者の違いと役割分担を、どのような体系として整理しておられるのでしょうか。市としてのすみ分けの設計図を、改めてこの場でお示しください。

次にコーディネーターについてです。現在配置されているコーディネーターについて、その役割を、すべてお示しください。また、コーディネーターは現在何名配置され、その任用形態と配置の根拠は、どのようなもののでしょうか。併せて、保護者に向けた情報発信や相談対応が、その役割の中に位置づけられているのかどうかをお示しください。

■ 太田 清治 教育長

私からは、大項目1つ目の、中学校部活動の地域展開の現状について、まず部活動、認定地域クラブ、民間クラブの違いと役割分担をどう整理し、生徒、保護者、学校、運営団体に共有しているのか、というご質問にお答えいたします。

学校部活動は、学校教育の一環として、生徒同士や教員との良好な人間関係の構築を促進し、多様な学びの場としての教育的意義を有するものとして行われてまいりました。しかしながら、少子化の進行や、顧問を担う教員の負担増などにより、学校部活動の継続そのものが難しくなることが、全国的に懸念されております。また、生徒のニーズも多様化しており、指導者の確保にも課題が生じております。

このような全国的な課題に対し、国は「部活動という教育システムの大変革のチャレンジ」として、地域クラブ活動に展開させる取組を一層推進するため、令和7年6月にスポーツ基本法を改正いたしました。こうした流れの中で、北九州市では、令和7年5月に「北九州市部活動地域展開推進計画」を策定し、令和7年9月から令和9年9月にかけて、休日の学校部活動を地域クラブ活動に段階的に展開していくこととしております。

地域クラブ活動は、部活動の意義を引き継ぎつつ、生徒のニーズに応じた多種多様な体験や、幅広い世代との交流など「新たな価値」の創出も目指すものでございます。また、この目的を担保するため、市では文部科学省のガイドラインに基づき、研修を受けた指導者の配置、適切な休養日・活動時間の設定、非営利運営といった要件を満たした団体について、地域クラブの認定を行っております。担い手には保護者会や民間団体などが想定され、認定要件を満たせば地域クラブとして活動を行うことが制度上可能です。

このような地域展開の動きや認定制度については、昨年6月以降、説明会を重ね、生徒に対しても学校を通して動画等により周知に努めてまいりました。現在は地域クラブ活動への展開の過渡期にございますが、本市といたしましては、市民の皆様の理解を促しつつ、令和9年9月の本格実施に向けた準備を円滑に進めてまいりたいと考えております。

次に、コーディネーターの役割、数、任用形態と配置の根拠、ならびに保護者への情報発信についてお答えいたします。

教育委員会では、地域展開を円滑に進めるため、業務を補完・強化する「部活動地域展開コーディネーター」を、令和7年9月より会計年度任用職員として現時点で2名配置しております。この2名は元中学校長であり、学校部活動に深く精通している方々です。

このコーディネーターは、学校と地域をつなぐ「つなぎ役」として、活動の調整や人材の発掘を円滑に進めることを役割としております。具体的には、学校とクラブ間の情報共有、指導者の確保、活動場所の調整、相談対応等の伴走支援を行っており、その結果、現在138のクラブを認定するに至っております。

保護者への情報発信については、教育委員会全体で行うべきものと考えており、これまで全区で58回の説明会を開催し約2,000名へ説明したほか、新入生への動画配信や、連絡アプリ「t e t o r u」を通じた情報送信などを行ってまいりました。今後も、より分かりやすい形での情報発信を進め、組織全体で保護者へのさらなる理解促進に努めてまいりたいと考えております。

■ 菊地 公平 議員

ありがとうございます。時間がないので、どんどん進めたいと思います。先ほどの答弁は、全体的な体系の説明ではなく、経緯を説明しただけのように受け取りました。私どもはやる以上は、しっかり漏れないようにやってほしいという思いから申し上げております。

また、内容が保護者に伝わっていないからこそ、我々に多くの問い合わせが来るのだと課題認識しております。

その中で、まず1点確認させていただきたいのですが、現在、本市の部活動が700あるのに対し、受け皿となる認定地域クラブが138とのこと。令和9年9月の本格展開を控え、現在の喫緊の課題は、この受け皿不足を解消し、認定地域クラブの拡充を急ぐことである、という理解でよろしいでしょうか。

■ 太田 清治 教育長

保護者の皆様にしっかりと伝わるよう、市民会議でのご意見も踏まえ、着実に進めてまいりたいと考えております。方向性については同じ認識でございます。

■ 中村 義雄 議長

教育長、数が足りないことについてはどうですか。

■ 太田 清治 教育長

失礼いたしました。現在、日曜日に活動している部活動は約400ほど伺っております。今後、活動が集約されていけばさらに数が見えてくるかと思いますが、この1年間で138まで進んできたことは、順調な推移であると捉えております。

■ 菊地 公平 議員

質問とずれている気がいたします。認定地域クラブの拡充を急いでいるという認識で間違いないでしょうか。

■ 太田 清治 教育長

「急いでいる」というよりは、着実に、しっかりと進めているとご理解いただきたいと思います。

■ 菊地 公平 議員

着実に進めるという認識ですね。その上で伺います。

今年の3月、4月の部活動紹介の機会に、そのエリアで参加できる認定地域クラブについても併せて生徒に案内してほしいとお願いいたしました。これは今年、実行されましたでしょうか。

■ 太田 清治 教育長

入学前に全校で説明を差し上げているほか、各中学校の部活動説明会においても、お話はされているものと承知しております。

■ 菊地 公平 議員

私の認識とは違います。保護者からは「説明はなかった」と聞いております。徹底されていないこと自体が問題なのです。生徒が活動を選ぶ瞬間に、受け皿である地域クラブを案内するのは、教育委員会として当然の作業ではないでしょうか。

協力してくださった地域クラブの皆様のためにも、市がしっかりと案内をするべきです。今年の中学1年生は、地域クラブがないと最後の大会に出られない最初の世代になります。既存のクラブを大切にしない姿勢は、受け皿の拡充そのものを遠ざけてしまいます。

次に、資料4をご覧ください。ホームページには連絡先が一切記載されず、問い合わせはすべて教育委員会経由となっています。中学1年生だけで約7,000名いる中で、この膨大な取次ぎを2名のコーディネーターが行う設計は、合理的ではありません。同意を得たクラブの連絡先を掲載すれば済む話ではないでしょうか。掲載しない理由と、コーディネーターを取次ぎ業務から解放すべきという点について見解を伺います。

■ 太田 清治 教育長

制度が始まったばかりですので、より丁寧に対応するため、教育委員会が窓口となって橋渡しを行っております。現在、この体制で不都合があったとは聞いておらず、適正な形で行っていると理解しております。

■ 菊地 公平 議員

問い合わせがないのは、ホームページの存在自体が伝わっていないからです。我々議員有志の勉強会でのヒアリングについても、教育委員会からは「個人情報」を理由に協力をいただけませんでした。現場を回りましたが、ホームページには具体的な活動場所も時間も記されておらず、クラブに会うことすら困難でした。

認定要綱に公表すると定めてあるにも関わらず、記載されていないのは問題です。

現場の声を生かすと言いながら、なぜ議会の取り組みに協力いただけなかったのでしょうか。案内を転送することすら行わなかった理由をお答えください。

■ 太田 清治 教育長

子どもは行政の執行機関として、国の指針に基づき活動しております。議員の皆様が勉強会を立ち上げ、熱心に考えを寄せられていることは十分承知しておりますが、それぞれの立場としての活動がございますので、議員活動の一環として整理をさせていただいております。

■ 菊地 公平 議員

今の話ですと、「議員は勝手にやってくれ」というふうにしか聞こえませんが、もういいです。最後に、改めて4点要望いたします。

第1に、来年4月から、各中学校エリアの認定地域クラブを、部活動紹介の中で確実に案内すること。

第2に、同意を得たクラブの連絡先に加え、活動場所、活動時間をホームページに確実に公表すること。

第3に、議会のヒアリングに協力すること。

第4に、コーディネーターを取次ぎ業務から解放して、本来の受け皿拡充に専念させること。

これらを強く要望させていただきます。

令和8年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年6月8日

【質問件名】 給食の残食問題とその解決策について

【質 問 者】 菊地 公平 委員（自民党・無所属の会）

■ 菊地 公平 議員

続きまして、給食の残食問題とその解決策についてです。

昨年6月の本会議で、私は給食の残食問題について、より精緻な実態調査を求めました。これに対し教育委員会からは、残食率は県で統一した方法により、児童生徒の食べ残しに加え、全く手をつけていない欠席者分も含めて算出しており、長期欠席者数の増加が高止まりの主因であること、その割合が高い中学校で残食率が高いことが示されました。本質的な原因が食の好みではなく、欠席にあると特定されたことは、大きな前進であったと評価しております。

議場配付資料の8ページ、9ページ目をご覧ください。昨年8・9月分より、算出方法が見直され、欠席により生じた残食分を控除した喫食者数に対する残食率へと改められました。令和7年度の数値では、4～7月に主食で約6%だった残食率は、8・9月以降1%台へと大きく低下しているのがわかります。ただし、これは数字上だけの話であって、実際は昨年度、同等水準の残食率であるというふうに伺っております。これは実際に登校して食べている児童生徒の残食は低い水準にあり、いま残されている残食の多くが、学校に足が向きにくい子どもたちのために用意され、手をつけられないまま廃棄されている分であることを意味します。

ここで申し上げたいのは、決して子どもたちを責めることではありません。むしろ、学校に来づらい子にとって、給食が登校の小さなきっかけになることもあり、その一食は大切に確保しておきたいというのが私の思いです。問題は、当面の登校が難しいとご家庭が分かっている場合にまで、一律に食材を調理し廃棄してしまう今の仕組みの硬直性にあります。とりわけ令和8年度からは、いわゆる給食費無償化が実施され、私立小学校の食材費は100%国と市の公費で賄われ、中学校でも食材費の高騰分は市が負担しています。登校が見込めないと分かっている分まで一律に調理し廃棄する運用は、子どもたちのためにも、また公費の面からも見過ごせない損失となっています。

そこでまず、不登校など見通しの立てやすい長期欠席について、毎月、各保護者へ当月の給食が必要かどうかを確認し、ご家庭が当面は難しいと判断された場合には、その分の食数を無理なく調整できる仕組みを構築してはいかがでしょうか。もちろん、いつ登校しても給食を受けられる体制は維持したうえで、給食だけでも食べに行してほしいという保護者の思いを尊重し、家庭の意思を起点とした柔軟な運用を求めますが、見解を伺います。

次に、食数の調整が難しい場合であっても、廃棄量そのものを減らす取組が必要であると考えます。昨年、私は各局横断の対応を要望しました。本市は環境局が「残しま宣言運動」を展開し、フードバンク北九州ライフアゲイン等とも連携の素地を持っております。給食現場で生じる未調理の食材や常温保存可能な品目を、この既存の枠組みに接続できないか、見解を伺います。

■ 太田 清治 教育長

続きまして、大項目三つ目の給食の残食問題とその解決策について、不登校などの長期欠席について毎月、保護者に当月の給食が必要かどうかを確認し、食数を無理なく調整できる仕組みを構築できないか、見解を伺う、調理の食材や常温保存可能な品目を既存の枠組みに接続できないか、見解を伺うというご質問にお答えをいたします。

北九州市では、令和6年度において、不登校児童生徒が小中学校合わせて2,663人おります。

こうした児童生徒及び保護者とのコミュニケーションには、デリケートな部分を含み、細心の配慮を行うことが重要と考えております。

不登校の児童生徒は、保護者の意向により、事前に給食を停止している場合がありますが、急に登校が可能になるなど、状況が変化するため、「いつか出席できた時のために」との思いから、給食をあらかじめ停止しない事例も見受けられます。

こうした中、議員ご提案の残食量削減の観点から、保護者へ当月の給食が必要かどうかを事前に確認することについては、一定期間登校しないことを前提にしているように受け止められる恐れがあるうえ、保護者や児童生徒の中には、学校に登校できていないことを繰り返し想起させ、心理的負担を与える場合もございます。

このため、不登校など長期の欠席者に対して、残食削減の観点を優先して一律かつ機械的に確認を行うことは、教育的配慮を欠く対応となりかねないことから、本人や保護者の心情に十分に配慮しつつ、個別具体的に対応する必要があると考えております。今後も、不登校児童生徒がいつ登校しても、安心してみんなと一緒においしく給食が食べることができる状況を作っておける学校であるよう、教育委員会も一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、廃棄量を減らす取り組みについて、教育委員会では、残食をできるだけ減らせるよう、児童生徒に対して、学校給食が必要な栄養を摂取できるよう作られていること、フードロスが環境に与える影響や食料を大切にすることの意識の向上といった食育を通じて、給食を残さず食べることの大切さを教えております。

加えて、児童生徒の喫食状況や嗜好を踏まえ、楽しく進んで給食が食べたいよう、献立を工夫しております。また、児童生徒のライフスタイルや体格の違いから、食べることができる量が異なるため、配膳量を調整し、無理なく食べられるよう工夫しております。

また、議員ご指摘のフードバンク等との連携については、学校給食協会がフードバンクに対して、一斉休校や学級閉鎖の際に発生した未調理食材の品目及び数量の情報を提供し、できるだけ有効に活用してもらうことで廃棄量の削減に取り組んでおります。

今後も引き続き、フードバンク等と連携し、未調理食材の活用について、意見交換や情報収集を行いながら、廃棄量の削減に取り組んでまいりたいと考えております。

■ 菊地 公平 議員

給食の残食問題ですけれども、先ほど一律に 1 ヶ月給食いるかどうかを聞くのはデリケートな問題だというふうに言っておりましたが、私も別に一律聞けというふうには言っているつもりはございません。

私も一時期、不登校を抱えた父親でもございました。その親の気持ちは痛いほどわかります。ですから、そこに配慮しつつ、それでも納得していただける保護者の方っていうのはいらっしゃるんじゃないかというふうには思っておりますので、そういったやり取りをしっかりとしてください、そういったことを検討いただけませんかという内容ですので、先ほどの一律にというふうな言われ方は心外でございます。

フードバンクに関しましては、一斉休校の際できるだけ有効な活用方法ができたというふうなお話ですので、これをしっかりとこれからも続けていっていただきたいというふうに思っております。

令和8年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年6月8日

【質問件名】 部活動地域展開について

【質 問 者】 山内 涼成 議員（日本共産党）

■ 山内 涼成 議員

本市は、令和4年度の国の方針を受け、「北九州市部活の未来を考える会」の開催やモデル事業を通じて検討を進め、令和7年5月に「北九州市部活動地域展開推進計画」を策定しております。

市の公式説明では、令和7年9月から段階的に土日の部活動を廃止し、令和9年9月には休日の部活動は行わず平日のみの活動にするとしています。休日の部活動の受け皿として教育委員会が地域クラブを認定・公表し、人材バンクを構築して指導者をマッチングする方針です。

これまでの議論において市は、「費用負担」「指導者の質」「相談窓口」「困窮世帯支援」について課題であることは認めながら、「検討する」「国の動向をみる」「低廉な額にする」という段階にとどまっており、準備不足の感はありません。

そこで、令和9年9月という期限にこだわらず、地域クラブ数、指導者数、種目・地域格差、安全体制、相談体制、財政支援が整っているかを十分検証し、条件が整わない場合は延期・見直しを決断すべきです。答弁を求めます。

■ 太田 清治 教育長

国は、急激な少子化の進展や学校における働き方改革の必要性が高まる中、生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、これまで学校単位で行われてきた部活動を、地域クラブに展開させる取組を一層推進するため、令和7年6月にスポーツ基本法を改正いたしました。

この中で、地域の実情に応じて、学校や地域クラブ等との緊密な連携の下に、地方公共団体が必要な施策を講じること、国が地方公共団体に対し、必要な助言、指導、経費の補助等の援助を行うよう努めることが定められました。

さらに、令和7年12月に新たなガイドラインを策定し、令和8年度から13年度までの6年間で部活動の「改革実行期間」と位置づけ、休日については、原則、全ての学校部活動の地域展開の実現を目指すことが明記されました。

こうした流れの中で、北九州市では、国の方針に基づいて、令和7年5月に「北九州市部活動地域展開推進計画」を策定し、令和7年9月から令和9年9月にかけて、休日の学校部活動を地域クラブ活動に段階的に展開していくことといたしました。

このため、教育委員会では、運営体制の備わった受け皿の着実な確保を進めてきました。

具体的には、地域クラブの認定制度を設け、その立ち上げが円滑に進むよう、コーディネーターによるサポートなどを行い、認定を受けた地域クラブ数はこれまでに138と着実に増えております。

また、地域クラブ設置の前提となる子どもの安全・安心をテーマにした市の研修会を受講し、認定を受けた指導者は、すでに614名に上っております。

こうした取組みを一つずつ丁寧に積み重ねてきた結果、従来の学校部活動にはなかったウクレレや合気道、ロードバイクなどのクラブが立ち上がっています。また、幅広い年代の方が活動している団体を母体とするバドミントンクラブでは、中学生が多世代と交流しながら活動が行われているといった好事例も生まれております。

この動きをより一層着実なものとし、地域クラブ活動の現状を丁寧に把握するとともに、また様々な当事者の理解を得て、令和9年9月の本格実施に向けた準備を円滑に進めていくため、行政だけでなく、生徒や保護者、学校、スポーツ・文化芸術活動、地域コミュニティ、経済界など、当事者が一堂に会して、課題の共有や意見交換を行うプラットフォームとして「地域クラブ活動の円滑な推進に関する市民会議」を設置し、令和8年5月27日に第1回会議を開催いたしました。

この会議に出席したスポーツ庁の担当官からは、「全国的に見て、北九州市はかなり先行して取組が進んでいる」との発言もいただいたところであります。

なお、経済的に困窮する世帯を対象とした支援策についても本年度具体化する予定であり、推進計画の初年度としては、順調に取組が進んでいると考えております。

今後も地域クラブ活動の意義や活動内容、好事例などを丁寧に発信しながら、市民会議での課題の共有や意見交換を通じ、各取組をより進化させ、「学校頼みの活動から、まち全体で支える活動へ」との考え方の下、教育委員会として責任を持って令和9年9月の本格実施に向けた準備を円滑に進めてまいりたいと考えております。

令和8年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年6月9日

【質問件名】 子どもの歯を守る施策の推進について

【質 問 者】 松岡 裕一郎 議員（公明党）

■ 松岡 裕一郎 議員

次に、子どもの歯を守る施策の推進について2点、お伺いいたします。

1点目に、子どもの歯を守るためには、歯科医師による健診は大変重要なものと考えます。その上で、特別支援学校に通う児童生徒の歯科健診においては、様々な特性をもつ子どもへの対応が求められる中、歯科医師からは、正確な健診をするにはシングルミラーでは、非常に健診しにくいとの切実な声が寄せられています。

そこで、正確な歯科健診と子どもの歯を守る施策を推進するために健診時に使用するダブルミラーの予算確保と歯科医師による健診指導の一層の推進を図るべきではないでしょうか。本市の見解をお伺いいたします。

■ 太田 清治 教育長

私からは、大項目二つ目の子どもの歯を守る施策の推進について、特別支援学校の児童生徒の歯科健診時に使用するダブルミラーの予算確保と歯科医師による健診指導の一層の推進についてご質問をいただいておりますので、お答えを致します。

教育委員会では、学校保健安全法に基づき、児童生徒の歯や口の中の疾病、及び異常の有無を確認するために、毎年、小・中・高・特別支援学校において、学校歯科医がミラーという器具を使って歯科健診を実施しております。

健診の方法として、通常は児童生徒が口を開け、学校歯科医は、1本のミラーで口の中を確認いたします。特別支援学校では、自分で口を大きく開けにくい児童生徒がおります。こうした児童生徒には、グローブを装着した指で口を開けて健診を行う方法がございます。

また、学校歯科医の指が、児童生徒の口に直接触れない方法として、日本学校歯科医会が推奨する、右手と左手に1本ずつですね、ミラーを持つダブルミラー、または片手にペンライトを持ち、口の中を照らして、もう片手に1本のミラーを持つペンライトとミラーでの健診も実施しております。

特別支援学校では、学校歯科医はこれらの中から、個々の児童生徒の特性に合った、適切な方法を判断して健診を実施しており、そのために必要なミラーは各特別支援学校で用意することとしております。

加えまして、特別支援学校における歯科健診では、児童生徒の特性によって、口の中にミラーが入ることによる違和感から、ミラーを噛むことがございます。一般に使用するミラーの場合、鏡の部分がガラス製であるため、割れてケガをす

る恐れがあることから、鏡の部分も、ステンレス製のミラーを用いるなど、児童生徒の安全に配慮した健診を行っております。

今般、「学校における歯と口の健康づくり推進計画」を改定するため、現在、委員会を立ち上げたところでございます。その中で、児童生徒の特性に応じた健診方法や、学校現場での円滑な健診の進め方などについて、まずは、学校歯科医や各学校等と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

令和8年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年6月9日

【質問件名】 給食費負担軽減事業について

【質 問 者】 宮崎 吉輝 議員（自民党・無所属の会）

■ 宮崎 吉輝 議員

給食費負担軽減事業についてお尋ねいたします。学校給食費の無償化については、国において「抜本的な負担軽減」の方向性が示され、本市においても給食費の保護者負担軽減が進められています。本市でも小学校の給食費について無償化が実現することになりました。この間、議会でも様々な意見が出ており、私が所属する都市ブランド教育委員会でも議論を重ねてまいりましたが、難しい制度設計や関係機関との調整に尽力されている教育委員会には、まずは感謝を申し上げたいと思います。

そのうえで現在、アレルギーや疾患、不登校、宗教上の理由などにより、学校給食を喫食していない児童生徒への対応について、様々な声が寄せられています。特に、重度アレルギー等により毎日弁当を持参している家庭については、保護者の負担も大きく、給食費の負担軽減と同等の経済的支援を求める声があることについては、私自身も何とかしてほしいという思いを持っています。

先の2月議会でも教育委員会は、「公平性の確保は重要である」との認識を示しており、不公平感をできる限り生じさせないような対応を期待しているところです。

しかしながら、非喫食の理由は一律ではなく、医学的理由、心理的事情、宗教上の配慮、不登校など、その背景や状況は千差万別であります。さらに、学校給食は学校給食法に基づく教育活動の一環として実施されるものであり、単なる食費支援とは異なる側面も持っています。

そのため、制度設計によっては、「食べない方が得をする」といった金銭的な損得の議論や、好き嫌いによる非喫食との線引きなど、学校給食本来の意義や教育的価値に関わる課題も生じ得ると考えます。

私は、真に配慮が必要な児童生徒への支援はしっかり検討すべきである一方、なぜ非喫食者への対応が難しいのか、どのような制度的・運用的課題があるのかについて、市民にも丁寧に説明し、正しい理解を広げていくことも必要であると考えます。

そこでお尋ねいたします。本市として、非喫食者への支援について、現在どのような課題や論点があると認識しているのか。また、公平性の確保について、今後どのように検討を進めていこうとしているのか、見解をお聞かせください。

■ 太田 清治 教育長

最後に、私からは、大項目二つ目の給食費負担軽減事業について、非喫食者の支援について、どのような課題や論点があるのか、また、公平性の確保について今後どのように検討を進めるのか、見解を伺うというご質問にお答えをいたします。

学校給食費については、令和8年4月から、国により公立小学校を対象に給食費負担軽減交付金が創設され、各自治体で交付金を活用して、いわゆる学校給食無償化がスタートいたしました。

学校給食に係る保護者負担が無償化されることに際し、アレルギー等の理由から給食を食べることができない児童について、喫食者との公平性をいかに担保するかが、検討当初から課題とされておりました。

こうした中、本年3月末に、国から、アレルギー等により給食を食べることができない児童の保護者に対し、給食費相当額の支援を可能とすることを含む交付金の実施要領が発出され、その対象として考えられる非喫食者の例などが示され、実際に支援する対象者の範囲等は各自治体の判断に委ねるとされています。

従来、北九州市では、アレルギー等の医学的な理由や不登校など様々な事情により給食を食べることができない一部の児童について、保護者からの申し出により給食を停止してきました。

一方で、学校給食は、教育の一環であり、子どもの心身の健全な発達、さらには食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上でも重要な役割を果たしています。

このため、今回の小学校における給食無償化に伴う非喫食者に対する支援を検討するにあたっては、喫食者との公平性の観点とともに、できるだけ多くの児童が友達と楽しく給食を食べることができる環境を維持するという、学校給食が担う教育的観点も踏まえる必要があると考えております。

このため、例えば、アレルギーにより、献立の一部を年間や月間を通じ恒常的に停止している児童、給食を停止することにより、登校意欲を削ぎ出席しづらい状況になってしまう可能性のある不登校の児童、などへの対応について、慎重に検討しているところでございます。

非喫食者支援については、このように様々な課題があることから、他都市においても、十分時間をとって検討しているところであり、多くの都市で支援制度の詳細な制度設計の途中にあります。北九州市としても、支援制度の確立に向け、鋭意検討を進めてまいりたいと考えております。

■ 宮崎 吉輝 議員

ご答弁ありがとうございました。

それでは、今、太田教育長からご答弁いただきました、まずは給食費の負担軽減事業について様々な課題があって、今、検討中であると、また都市も検討を続けている状況であるというご説明がありました。

不公平がないようにというのは、私も先ほど質問の中で言わせていただきました。検討をしっかりとっていただきたいというふうに思っておりますが、とはいえ、4月から小学校ではもう実際給食費の無償化が始まっている中であります。

私が思うに、その中で特にアレルギーや疾患などの理由で、もう給食を恒常的に食べていないと、食べられないというお子さん、児童に対しては、制度設計でまだ調整や調査が必要なその他の児童さんと少し理由がはっきりわかっていますので、そこは切り離してですね、現在、もう恒常的に食べられないというこのアレルギーや疾患などの理由の児童さんに対してはですね、速やかに支援していただきたいなというふうに思っているところです。これは要望としたいと思います。

令和8年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年6月9日

【質問件名】 部活動の地域展開について

【質 問 者】 西田 一 議員（自民党・無所属の会）

■ 西田 一 議員

先日ですね、日曜日、ミクニワールドスタジアム北九州で、私、早明戦、ラグビーの早明戦を見てまいりました。本当に素晴らしい試合でね。結果は確か28対24、早稲田大学の勝利に終わりましたが、白熱した試合で、私の母校、小倉高校の後輩もそれぞれ早稲田に、早稲田からも慶応からも、ああ、間違った。慶応は僕だ。明治からも出場してくれて、本当に大満足な試合でした。実行委員会の皆さんには、心から感謝申し上げたいと思います。この後の質問にこれがつながりますので。

一つ目の質問、部活動の地域展開についてお尋ねします。

本市教育委員会は、市立中学校の部活動に関して、令和9年9月までに、休日の活動について地域クラブ活動に展開する目標を設定して、その準備を進めています。言うまでもなく、本市のみならず、全国的に少子化が急激に進んでおり、そのような状況でも、子どもたちに将来にわたって、充実したスポーツ環境や文化的活動の環境を確保することは極めて重要です。決して課題を先送りせずに、子どもたちのために、今、改革を進めなければなりません。

ほとんどの子どもたちは、自身が希望する部活のために中学校を選ぶというようなことはできません。市内のどこの中学校に在籍しようが、希望する部活を選択できるように環境を整えることが、教育委員会の責務であると考えます。

我々議会においても、部活動の地域展開に関する勉強会を立ち上げて、鋭意、研究をしています。先日は、熊本市から遠藤洋路教育長をお迎えして、熊本市の事例をご説明いただきました。熊本市では、「何も国の言うとおりに進める必要はない。フラットな状態で議論をしよう」という遠藤教育長の決意、リーダーシップのもとに部活動改革が進められています。結果としては、熊本市は、地域展開は行わずに、学校部活動を継続しつつ、拠点校方式や外部指導者の活用によって、教員負担を減らしていく独自モデルで進んでいます。あくまで、熊本市は熊本市、本市は本市ですが、子どもたちのために最良の選択をしなければなりません。そこで、お尋ねします。

まず、学校単位で、部活動の現況と生徒のニーズを把握できているか、見解を伺います。次に、拠点校方式も含めた、本市独自の地域モデルを先行実施すべきと考えますが、見解を伺います。

■ 太田 清治 教育長

学校部活動は、生徒同士や教員との良好な人間関係の構築を促進し、学習意欲や自己肯定感、責任感、連帯感を育むなど、多様な学びの場としての教育的意義を有しております。また、生徒指導の一翼を担う教育活動としても、大きな役割を果たしていると認識しております。

一方で、最近の少子化の進行により、全国的な課題として、団体競技などを中心に活動の維持が困難となる学校部活動が増加するなど、生徒の活動機会や居場所の縮小につながるものが懸念されていきました。このため、国では、生徒が将来にわたって継続的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、地域クラブ活動の充実による部活動改革が進められています。

北九州市においても、こうした国の方針に基づいて、学校部活動の教育的意義の継承や生徒の活動機会・居場所を将来にわたり確保することを目的に、令和7年5月に「北九州市部活動地域展開推進計画」を策定いたしました。令和7年9月から令和9年9月にかけて、休日の学校部活動を地域クラブ活動に段階的に展開するとともに、平日の学校部活動については、当面の間、継続することとしております。

学校部活動の現況については、毎年度、各学校に置かれている部活動の種類や部員数を調査しており、そのデータをもとに、バスケットボールや吹奏楽など、部活動の種類ごとに活動している学校の数や部員数をホームページに掲載しております。また、教育委員会の部長・課長が各学校を回っており、校長と直接話をするにより、学校部活動および地域クラブ活動に係る各学校現場の現状把握を行っているところでございます。

さらに、先般設置した「地域クラブ活動の円滑な推進に関する市民会議」では、保護者、学校、スポーツ・文化芸術活動、地域コミュニティ、経済界などのほかに、生徒にも構成員として会議に参加してもらい、子どもたちのリアルな声を聞く予定にしております。また、5月27日に開催された第1回市民会議での議論に基づき、今後、すべての市立中学校の生徒を対象に、休日におけるスポーツ・文化芸術活動の現状や意向などを調査するアンケートを速やかに実施することにしております。

こうした取組で把握した現状に基づき、課題の共有や意見交換を行いながら部活動改革を着実に進めることで、「学校頼みの活動から、まち全体で支える活動へ」との考えの下、このまちの子どもたちが希望する活動を行うことができる環境が整えられるよう、全力を尽くしていきたいと考えております。

次に、拠点校方式も含めた、本市独自の地域モデルを先行実施すべきと考えるが、見解を伺うという点についてですが、学校部活動においては、拠点となる学校が複数の学校の生徒を対象に部活動を実施するなど、学校間の連携の取組みを行っている自治体があることは承知しております。北九州市においても、同様の取組みとして「連携部活動」と「合同部活動」を実施しております。

連携部活動とは、在籍する学校に希望する部活動がない場合に、近隣の学校の部活動に参加するものであり、市立中学校63校のうち34校74部活動で6

6人の生徒が参加しています。合同部活動とは、1校単独では部員が少なく十分な活動が行えない場合に、複数の学校の部活動同士で合同チームを作るものであり、32校21チームが活動しております。

北九州市は、当面の間、平日の学校部活動を継続することとしており、このような学校間の連携の取り組みも含め、引き続き学校部活動の維持に努めてまいります。

しかしながら、全国的に少子化が進む中で、子どもたちの活動機会を継続的に確保していくための方策として、多様な人材、団体に担い手になっていただき、学校の枠を超えた活動が活発に行われることが重要と考え、令和4年12月に示された国の方針に基づいて、令和7年5月に市の推進計画を策定いたしました。さらに、その後、スポーツ基本法の改正で地域クラブへの展開の方向性を国が明確に示したことを踏まえ、現在は地域クラブ活動の充実を通じた部活動改革を進めているところでございます。

地域クラブにおいて、創意工夫をもって特色ある活動が行われることにより、国からも見解が示されているように、生徒のニーズに応じた多種多様な体験や、学校の垣根を超えた仲間とのつながりの創出、クラブメンバーや指導者など幅広い世代との豊かな交流など「新たな価値」が創出されることを目指しております。

引き続き、市民会議で課題の共有や意見交換も行いながら、子どもたちが自分の可能性を信じ、自己実現につなげられるよう、「学校頼みの活動から、まち全体で支える活動へ」との考えの下、教育委員会として責任を持って、令和9年9月の本格実施に向けた準備を円滑に進めてまいりたいと考えております。

■ 西田 一 議員

答弁ありがとうございます。それでは、まず部活についてお尋ねします。

先ほど冒頭で早明戦のお話をさせていただきました。ラグビーの早明戦のお話をさせていただきました。地元からも早稲田、明治、それぞれ出場していたということを申し上げました。

まずお尋ねします。市内に中学の部活でラグビー部ってありますか。

■ 太田 清治 教育長

確か、市内にはなかったのではないかと記憶しております。

■ 西田 一 議員

中学の部活がないのに、なぜ地元の高校からも、早稲田や明治といった強豪校、日本トップクラスの大学のラグビー部で活躍できる生徒が輩出されていると思われませんか。

■ 太田 清治 教育長

これは民間のクラブチームがいくつかございまして、そこで専門的な指導者の方から、小さい頃から丁寧な指導がなされております。そういったところで活動された子どもさんが大きくなって、そして全日本で活躍する、世界で活躍するという風なことだと、私は理解しております。

■ 西田 一 議員

まさに教育長のおっしゃるとおりだと思います。

何を申し上げたいかというと、そういった子どもたちというのは、子どもの頃から、保護者、それから地域のクラブチーム、指導者にも恵まれて、言ってみればエリート教育で、チャンピオンをつくるような指導を受けて、日々練習して、あの晴れ舞台に上がっている。その先には当然、日本代表とかワールドカップとかいうのも、彼らは多分見ているんだと思います。

一方で、中学の部活、特に小学校までは何もしていませんでした。中学になって、子どもが「あれをやってみたい」「これをやってみたい」ということで部活に入りました。そこからコツコツ、保護者の支えもあって、あるいは先生方のご指導もあって、中学の部活に励むわけです。

もう一方で、そういった、先ほど教育長もお答えになったような、エリート指導の地域クラブチームというのも存在して、これね、やはりね、例えばもう夏が迫ってしまして、例えば、中体連の大会とかがありますよ。

僕、実は競技はあえてここで言いません。競技は言いませんけど、たくさんの保護者の方から、そういったクラブチームが地域クラブの認定を受けて、もともとある意味、特殊な指導者であったり、ある程度の高い会費、月謝でやってきたようなクラブチームが、地域クラブの認定を受けて中体連に出てくるというようなことを、僕はまたちょっと、それは部活のね、さっき教育長がご説明していただいたように、やっぱり教育的意義という面ではちょっと違うんじゃないかなと思っています。

保護者からのそういった強い懸念であったり、ご心配であったり、ご不満であったりというのは、この間、教育委員会には僕、お届けしてます。あえて、もう、これ以上言いません。

そういった保護者や子どもたちが、これまでの部活での努力をきちっと大会で十分に発揮できるような、そういった素地を、中体連の先生方、それから校長会もそうですけど、皆さんでよく考えて対応していただきたいと思います。

ここからまた続けて第二質問なんですが、ちなみにね総括的な質問に戻ります。

現在の中学1年生と中学2年生の部活の加入率を教えてください。

■ 太田 清治 教育長

今、8年度分については、ちょっと今まとめている最中ということで担当課から聞いておりますけれども、昨年度、7年度分についてですね、中学1年生、これは現在の2年生の学年ですが、73.2%、それから昨年度の2年生、現在の3年生になりますが、これ70.8%でございます。

■ 西田 一 議員

ごめんなさい。すみません、もう一度お願いします。

今の、だから現在の中1、中2の数字はないということですか。そこを知りたいんですね。

というのが、今の中学校1年生が、どの程度地域展開のことを保護者も含めて理解をして、それで部活に臨んでいるのか、あるいは希望がかなわず部活に臨めていないのかというのを、これ知りたいわけですよ。

だから、そういったことを、やっぱり数字できちっと、サンプルとかね、数字できちっと把握した上で地域展開を進めないと、先ほどから丁寧に進めていくというお答えはいただきましたが、果たして本当に丁寧に進めていますかと、疑念を抱かざるを得ませんので、この数字は早急に出して、また今日はしょうがないので、後日教えていただきたいと思います。

これに関連してなんですが、現在の小学6年生ですね。今の小学6年生の部活に対するニーズ、これを把握するお考えはありませんか。

■ 太田 清治 教育長

これはもう当然、来年中学校に入ってくる子どもたちでございますので、適切な時期にアンケート調査等を行いまして、そのニーズを把握したいというふうに考えております。

■ 西田 一 議員

先ほども最初の御答弁の中に、アンケートを早急に、できるだけ早く実施するとおっしゃいましたよね。

僕がお尋ねしたのは、当然アンケートというのはある程度断続的にやっていたいただきたいわけですが、直近でいつ行ったのかというのを改めて伺いたいと思います。

■ 太田 清治 教育長

確か5年度にですね行っております。これはただ、全体が固まる前の調査になりますけれども。

■ 西田 一 議員

そこなんですよね。

令和5年度って、もう随分前じゃないですか。だから今、令和8年度ですよ。だから、きれいに中学3年間、1年生から3年生までのアンケートは行っていないということなんです。

もうすぐ2年の試行期間のうちの半分が終わろうとしていますよ。やはりね、そういったその肝心な、一番肝心な生徒の希望を取ったら、どういうことをしないといけないかというのは、それは分かるんで、そういったことをやっていないのに、今からまた丁寧にやっていくと言われても、なかなか納得できないんですよ。

実際、先ほど申し上げているように、この議場にいる議員も、たくさん保護者であったり、あるいは指導者であったり、ともすれば学校の先生からも、いろいろな心配や不明、懸念とか、やっぱりいただいていると思うんですよ。

そういったことをきちっと受け止めて、だから令和9年9月、お尻を決めているから、もうそこに向かってとにかく突っ走っているような感じはするんですが、一度立ち止まったり、二度立ち止まったり、結果としてそれが令和10年9月でもいいわけですよ。

何が大事かって、やっぱり子どもがきちっと、希望に沿った、ある程度希望に沿った部活を選択できて、それをできるだけ無理のない形で活動できて、結果として大会で成績を残すというようなことが、やっぱり私はあるべき姿ではないかなと思います。やっぱ今回も答弁で気になったのが、自治体の中では比較的早い方だと評価をいただいているという自己評価されてますけど、別に早くなくていいんですよ。早くなくていいの。いかに子どもがきちっと、適した環境で部活ができるか、これが主眼だと私は思っていますので。ぜひですね、もう一度、保護者、それから生徒の皆さんの声をですね、丁寧に、丁寧にくみ取って、部活の地域展開、改革を進めていただきたいと思います。

本当はまたいっぱいあるんですけどね、他もありますので。

令和8年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年6月9日

【質問件名】 学校経費について

【質 問 者】 西田 一 議員（自民党・無所属の会）

■ 西田 一 議員

次に、学校経費についてお尋ねいたします。

昨年の12月議会で、市立学校の施設や備品の整備に対するPTAからの寄付についてお尋ねしました。その際、本市財政が厳しい折、PTAからの善意は教育委員会として誠意を持って対応する旨をお願いしました。繰り返しになりますが、PTAは、学校を支えるだけでなく、学校と地域の架け橋のような存在であり、教育委員会としても、あらためてそのように認識していただきたいと思います。

さて、今回は、PTAによる授業にかかる経費の補助について、教育委員会に見解を伺いたいと思います。具体的に事例を申し上げますと、学校によっては、社会科見学のバス代をPTAで補助しているところがあるようです。

社会科見学といえば、私が小学校のときも、確か、ごみ処理工場に行った記憶があります。今でも毎年、小・中学生が市内や近隣各所の施設や企業などに見学に行っているようです。その貸切バスの料金を、PTAで補填している実態があるということです。

繰り返しになりますが、学校環境が良くなるため、あるいは学校が困っているときに、支えてあげるのもPTAの大切な役割だと思います。したがって、不足する学校経費を補填することはPTAの活動として尊いことだと思います。

ただ、「こどもまんなかcity」を宣言している本市として、社会科見学のバス代くらい、必要経費として、きちんと手当すべきじゃないでしょうか、というのが、一般論ではないでしょうか。

そこで、授業にかかる必要経費をPTAからの補助等、学校予算以外で補填している事例を伺います。

■ 太田 清治 教育長

学校の管理運営や教育活動に係る経費は、学校予算において措置するもののほか、都道府県教育長協議会がとりまとめた「学校教育にかかる公費負担の適正化について」におきまして、受益者負担の考え方から保護者による私費の負担とする経費が示されております。

具体的には、体操服やノート、絵の具など、児童生徒の所有となり、家庭においても使用できるもの、児童生徒の個人の楽しみを満たすことにもつながる、社会科見学、遠足、修学旅行といった校外学習の経費などであり、このような整理に基づき、各自治体において保護者から実費を徴収しております。

しかしながら、北九州市では、各教科等の特質に応じた体験活動を、家庭や地域社会と連携しつつ、体系的・継続的に実施するという観点から、小学校3年生・4年生・5年生と中学校1年生の社会科見学を含む校外学習に使用するバス代に対しては、学校予算を措置し、一部補助をしております。

さらに、「たいけん・まなび充実大作戦」として、児童生徒の希望を踏まえ、各学校でテーマを決め、行き先や内容を自由に選択して行う「アラカルト方式による校外の体験活動」、また、自然に触れ、環境教育関連施設で体験活動等を行う「環境アクティブ・ラーニング」について、バス代を学校予算で措置しております。

このように、本来、校外学習については、受益者負担の考えに基づいて行うものでございますけれども、児童生徒の学びが深まるよう、様々な予算措置により、体験活動の充実を図っているところでございます。

なお、PTAからは、北九州市の教育活動に対しまして、様々なご支援をいただいております、そのご厚意に深く感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

学校の授業に関しましては、令和7年度、小・中・特別支援学校合わせて47校において、校外学習の交通費にかかる支援を受けているところです。このうち、社会科見学に関しては、24校で支援を受けております。

これらの支援は善意・自発的な申し出であることに十分留意しつつ、今後もPTAともよく連携しながら、魅力的な授業の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

■ 西田 一 議員

もう時間もないんで、最後、学校経費に関してなんですけどね、ご説明いただきました。

確かに、修学旅行であったり、社会科見学の経費は、保護者負担でお願いします、というような答弁、その中で出来る限りの支出もしてるんだよ、とありましたけどね。ただ、そうは言ってもですよ、例えば、年に2回、バスが必要なカリキュラム、社会科見学であったり、自然教室であったりする場合でも、バス1台分の経費しかないというようなこともあります。

これはあまり言いたくないんですけど、みなさんの給与改善にかかる予算なんかは、我々は議論もせずに「そうだよね」っていうことで、すんなり可決するわけですよ。

だから、自分たちの給料は上げるけど、学校現場には厳しいよ、というようなことはもうないように、ぜひ、ここは再検討していただきたいと思います。

令和8年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年6月8日

【質問件名】 いのちのたび博物館資料の適切な保存体制確立と
友の会支援のあり方について

【質 問 者】 小金丸 かずよし 議員（北九州会）

■ 小金丸 かずよし 議員

最後に、いのちのたび博物館資料の適切な保存体制確立と友の会支援のあり方について、お伺いいたします。

皆さまご承知のとおり、いのちのたび博物館は、「いのちのたび」をコンセプトに、生命の進化と、生命の進化の道筋と人の歴史を壮大なスケールで展示解説した西日本最大級の自然史・歴史博物館で、令和6年度には47万人も、47万人を超える方々に来場していただくなど、非常に多くの方に親しまれております。

また、ここには、理念の1つとして資料収集、保存及び研究を進めていくことを掲げており、2023年度時点では展示資料が、約9,500点、収蔵資料は86万点以上を所有し、市民の貴重な財産を未来に引き継ぐ重要な役割を担っています。

このような中、博物館では、収蔵庫の9割以上をすでに使用しているため、新たな収集資料を保管するスペースの確保が課題であるとお伺いしています。

そこで、市民の財産である博物館資料を今後も適切な状態で保存していくため、例えば廃校になった学校施設を活用するなどスペースの確保が必要と考えますが、収蔵スペースの確保の取り組み状況について、お伺いします。

2点目に、友の会との協働による博物館の運営について、お伺いいたします。

いのちのたび博物館の運営は、シーダーと呼ばれるボランティアや友の会の皆様の活動に大きく支えられています。

このうち、自然史友の会については、1979年に発足以降、北九州を中心とした地域の自然を見つめ、記録する活動を行っておられます。博物館の展示や研究機能の拡充に必要な標本など多彩な資料を寄贈いただくなど、なくてはならない存在であり、まさに友の会の活動と博物館は車の両輪であるといえます。また、響灘ビオトープや山田緑地で生物を調査し、データ収集等の活動を行うなど、本市のネイチャーポジティブの取り組みを支えておられます。

一方で、友の会は、限られた人員で運営されているため、人員的にも財政的にも非常に厳しい状況であるとお聞きしております。

博物館の運営が、今後も円滑に、また、発展的になされるためには、友の会との連携・協働は、欠かせないと考えます。

そこで、博物館から友の会への支援の取り組みについて、見解を伺います。

以上で第一質問を終わります。ご静聴いただき誠にありがとうございます。

■ 池永 紳也 都市ブランド創造局長

私からは、いのちのたび博物館の資料に関しまして、廃校となった学校施設の活用など、収容スペースの確保、そして、博物館から友の会の支援の取組の二つのご質問について、一括してご答弁申し上げます。

いのちのたび博物館は、自然史・歴史・考古の三つの博物館を統合して開館いたしました、北九州市を代表する文化・教育施設でございます。令和6年度には47万2,957人の方にご来館いただき、開館以来の総入館者数も900万人を達成したところでございます。

博物館の収蔵資料は、北九州市の自然、歴史、文化を将来へ継承していくための、重要な市民共有の財産であり、調査研究、展示、教育普及活動の基盤となるものでございます。

そうした中、収蔵資料は年々増加しておりまして、既存の収蔵スペースに余裕が少なくなっていることは、博物館運営上の重要な課題であると考えております。

こうしたことから、現在、博物館では、限られた収蔵スペースを有効に活用するため、資料の整理・分類、収蔵棚の配置の見直し、資料情報のデジタル化などに取り組んでいるところでございます。

また、今後も増加する資料を長期的かつ適切に保存していくためには、博物館以外の新たな収蔵スペースの確保に向けた検討も必要であると考えております。

一方で、博物館資料の保存には、専門的な、温度・湿度管理、防虫・防カビ対策だけでなく、セキュリティ、床荷重の確保など求められるため、廃校施設を含む既存施設を活用する場合には、必要な改修費や維持管理費、資料の安全性などについて、総合的に検討する必要があるとございます。

いずれにいたしましても、市民の貴重な財産である博物館資料を適切に保存していくため、計画的な収蔵機能のあり方と、必要なスペースの確保につきまして、引き続き研究してまいります。

次に、自然史友の会につきましては、昭和54年に、市内外の自然史愛好家が集い、自然について学び合う場として発足し、独立した任意団体として活動を行っております。

また、北九州地域を中心に、自然の調査・記録、研究発表、会誌の発行、観察会など、幅広い活動を継続されており、これらの活動を通じて蓄積された知見や資料は、いのちのたび博物館の自然史分野における調査研究や教育普及活動の充実に大きく貢献しているものと認識いたしております。

一方で、議員ご指摘のとおり、担い手確保や運営面での課題があることも承知しており、博物館ではこれまでも、活動場所の提供、研究発表会等の開催支援、学芸員による専門的な助言、広報協力等を通じて連携を図ってまいりました。

今後とも、友の会の皆様の自主性を尊重しつつ、丁寧に意見交換を行い、活動の見える化、参加機会の拡大、若い世代への周知、事業成果の発表等に協力しながら、持続的な連携・協働関係の構築に努めてまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。

■ 小金丸 かずよし 議員

最後の質問にさせていただきますけども、いのちのたび博物館のバックヤードを実際に見学をさせていただきました。その中にはたくさんの文化財がですね、保存されておりました。先ほど第一質問をさせていただきながらもですね、やはり、学芸員さんの、目の届く範囲内での管理が望ましいと考えます。ですから、これからですね、減ることはないんですよ、文化財とか貴重な資料は増えていく一方ですので、市としても適切な考えをこれからも計画していただきたいと思います。終わります。

令和8年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年6月12日

【質疑件名】 北九州市教育委員会委員の任命について

【質 疑 者】 菊地 公平 議員（自民党・無所属の会）

■ 菊地 公平 議員

教育委員会委員の任命について、自由民主党無所属の会を代表し、市長にお尋ねいたします。今回の提案の河野智文候補は、長く国語科教育の研究と教員養成に携わってこられた教員の中身に通じた方と承知しております。本市の教育研修にも関わってこられたと伺っており、現場感覚を備えた人選であると、私どもは率直に受け止めております。

その上で市長にお尋ねいたします。第一に数ある候補の中から今回、河野候補を教育委員として任命するに至った理由を改めてお聞かせください。

第二に、現在、北九州市教育委員会はいくつもの重い意思決定を目前に控えております。1つは部活動の地域展開であります。受け皿の整備が緒に就いたばかりであり、子供たちが安心して活動が続けられる環境をいかに用意できるかについて待ったなしの状況でございます。

もう一つは、いわゆる学校給食費の無償化に関連する判断であります。市立の小学校では無償化が実現する一方、中学校等の取り扱い、そして令和9年度以降の財源の確保と制度の継続性は、なお全庁を上げて詰めていくべき論点として残されております。

これら本市教育行政が直面する大きな課題について、市は河野候補に対し、どのような説明を行い、どのような認識と問題意識を共有した上で、今回の任命に至ったのか。任命権者としての市長のお考えをお聞かせください。

■ 武内 和久 市長

私からは任命するに至った理由についてお尋ねございました。この度の教育委員の任命にあたりましては、質の高い教育環境の充実を図るという目的に向け、どのような方がふさわしいかということを念頭に置きながら、教育委員会から情報を収集しつつ、人選を進めて参りました。今日、子どもたちを取り巻く教育環境は複雑化多様化しております。教育委員会が抱える様々な課題の解決に向けて、教育全般に関する高い見識を基づく、的確な意見助言を期待して提案させていただきました。河野氏は福岡教育大学において約二十年にわたり教鞭をとられ、教員養成を含めた教育全般に関する専門的な知識を有し。北九州市子ども読書活動推進会議の委員を務めるなど、北九州市の教育についても理解があることなどから教育分野の専門家としてご意見いただけるのと考えております。

こうしたことを総合的に勘案し、北九州市の教育委員として適任であると判

断したところでございます。残りは担当局長からお答えいたします。

■ 三浦 隆宏 総務市民局長

私から河野候補に対し、どのような説明を行い、どのような認識と問題意識を共有した上で任命に至ったのかというご質問にお答えいたします。

教育委員会は教育行政における重要事項や基本方針を決定する組織でございます。また、教育委員を人選するにあたりましては、市長が定める北九州市教育大綱、あるいは教育委員会が策定する北九州市子どもまんなか教育プランに基づいて進める教育行政の現状や今後の方向性を共有することは大変重要であると考えております。

このため、従来より教育委員の候補者には教育委員会制度や教育行政の現状等につきまして、教育委員会から事前に説明を行っているところでございます。河野氏に対しましては、本年 5 月に教育委員会から教育委員会制度の内容、教育委員の要件・任期について、また、教育行政に関し重要な方針を決定する教育委員会会議において、過去 2 年間で議論を行いました。教育課程、いじめ、不登校問題、読書の推進、学校部活動の地域展開、おいしい給食や給食費の無償化、教職員人事などについて、さらには教育全般にかかる課題やあるべき姿について、市長と教育委員会が意思疎通を図り、教育行政の推進を図ることを目的に実施される総合教育会議制度などを説明した上で、これこれからの初等中等教育のあり方につきまして、意見交換を行ったものと承知しております。

教育委員会の事務に関するさらに詳細な内容につきましては、市議会の同意が得られた後に教育委員会が説明を行うこととしております。その中で北九州市子どもまんなか教育プランに基づいて実施する各施策や令和 8 年度予算における主要事業などにつきまして、具体的な説明を行う予定と聞いております。

これにより教育委員会会議等の場で、河野氏には教育分野に関する学識者の立場、また、福岡教育大学附属小・中学校で実際に学校運営に携わっている立場から活発なご意見がいただけるものと期待しております。今後も教育委員の選定にあたりましては、法律に従い適切に対応してまいりたいと考えております。答弁は以上です。

■ 菊地 公平 議員

ご答弁ありがとうございました。河野候補のこれまでの実績と特に読書の大切さというところに関しては非常に共感するところでございます。私自身も自分の娘を育てている中で、読書の大事さを分かっておりますので、ぜひともそちらは推し進めていただければというふうに思っております。私も市議会といたしましても、部活動の地域展開につきましては、強い問題意識を持って臨んでおります。

とりわけ、学校部活動から地域クラブへと移行していく中で、その受け皿が現に存在する数多くの学校部活動の規模に見合うだけ十分に整っているのか、そして保護者や中学生が学校部活動認定地域クラブ民間クラブチームのいずれを

選ぶにせよ、安心して選択できる家庭の目線に立った仕組みが用意されているのか。私どもはこの２点こそが要であると考えております。これは行政だけで、あるいは議会だけで答えの出せる問いではございません。教育委員会という合議の場で現場を知る委員の知見が生きてこそ、子供たちにとってより良い形が見えてくるものと信じております。なぜ我々はここまでこだわるのかと言いますと、いわゆる学校部活動は子どもたちにとって本当に大切な居場所だからです。中学高校大学、ここで同じ時を重ね、同じ思いを重ねることのできた出会いによって一生続いていく親友という存在を得られる希少な機会であると捉えております。この街で育ち、大人になった子供たちがその人生の選択の際に親友のいる街と親友のいない街、どちらを選択するでしょうか。そう考えますと、我々の愛したこの街を次の世代につないでいく中で、この大事な時期をしっかりとサポートしてあげることこそが、この街の１０年後、２０年後にとって非常に重要な施策であるという認識をぜひとも共有していただきたいというふうに思っております。最後に要望を申し上げます。新たに教育委員に就かれる方には、ぜひとも私ども議会との間で忌憚のない議論を重ねさせていただきたい。立場の違いを超えて、本市の子供たちにとって最善の環境を共に築いていく。

そのための率直な対話に市としても教育委員会としても、惜しみなく力を尽くしていただきますよう強く要望いたしまして、私の質疑を終わります。